

平成25年9月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年9月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成25年9月10日 午前9時1分宣告（第5日）

応召議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応召議員 な し

出席議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	榎並谷 哲夫	教育次長	岩本 敏彦
副町長		産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町民課長	横山 覚
総務課長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成25年9月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成25年 9月 10日 午前9時開議

日程第1 一 般 質 問

日程第2 常任委員会審査報告について
総務文教常任委員会

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。
日程第1、一般質問を行います。
昨日に引き続き、一般質問を行います。
11番今橋壽子君の発言を許します。

11番（今橋壽子君）

おはようございます。11番今橋壽子でございます。榎並谷町政に対しまして最後の質問になりますが、通告に基づきまして3点ほど質問をさせていただきます。

質問の前に、先だって9月1日に高知新聞社及びRKC高知放送主催で、金婚夫婦祝福式典が土佐市で催されました。そのお席にお招きをいただき、佐川町からは11組の夫婦が参加させていただき、関係者から多分なお祝いと記念品をいただきました。

榎並谷町長さんも多忙の中、御出席くださり、思いがけない心温まる記念品をいただきましたことに、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。特に記念品の1つとして、ことし、佐川町では北海道北見市と姉妹都市提携25周年を迎えた年に、金婚式を迎えたということで、常呂町の手工芸で、心込められた「ところ流氷焼」の一輪挿しを添えてくださったことと記念品を入れてくださった紙袋にも一工夫されており、おめでとうのメッセージにも心ある内容で感激いたしました。

この式典は、仁淀川町、越知町、日高村、土佐市、佐川町の合同式典でありましたが、佐川町の記念品が一番よかったのではないかと思いますと同時に、それぞれの市町村長さんが何も言わずに、それぞれの代表者に記念品を渡されていりましたが、榎並谷町長は、佐川町は酒どころ、司牡丹、仁淀川ブルーを会場の皆さんに宣伝しながら渡してくれました。こうした一言に、私は、榎並谷町長の佐川町に対する熱い思いをかいま見ることができまして、感心をし、またうれしくも思いました。

また、今期で御勇退されますことに何かと御苦勞様と申し上げます。しかし、まだ残された任期中に、最善を尽くしてくださることをお願いして、質問に入らせていただきます。

まず、1問目。防災対策について、この件につきましては、昨日

2名の議員からの御質問もありましたので、簡単に質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

自主防災組織の立ち上げとともに、自助・共助・公助の認識も少しずつ高まりつつ、それぞれの立場で防災意識を学ばれています。先だって、黒岩小学校では、6月28日から30日の3日間、文部科学省の授業の1つとして「防災キャンプ in 黒岩」と催され、地域の方々と子供たちの体験学習は、実のある催しだったとお聞きしています。

しかし、佐川町全体としては、まだまだ地震に対しての危機意識が十分でないと考えられます。それは、地震による津波の心配がないからかもしれませんが、天災は地震だけではなく、集中豪雨による災害、崖崩れ等も想定しなくってはなりません。まず、避難場所になる身近な集会所の安全性の確認は十分できているのか、とまた自主防災組織の立ち上がりができて、それぞれの組織が十分に機能しているか指導をされているのですか。2問について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。昨日の氏原議員の御質問とも多少重複するところもございますが、お答えをさせていただきます。

町の地域防災計画では、各自治会の公民館や集会所、全部で73カ所ありますが、を緊急避難所として指定をいたしております。この73カ所につきまして、平成23年度に実態調査を行いました。それによりますと、浸水に対し危険と判断されたのは12カ所。それから建物が古いなどの理由により地震に対して危険と判断された避難所が63カ所に上りました。

そこです、きのうも氏原議員の御質問にお答えしたんですが、耐震診断それから耐震補強等に対する補助のことなんですが、よりちょっと具体的に申し上げますと、緊急避難所の耐震化にかかる部分につきましてはですね、住宅・建築物安全ストック形成事業という県の事業がありまして、これは県の所管が住宅課になるんですが、これに対しまして補助率が3分の1、いろいろ上限等ございますけど、上限改修が1平米当たり4万7,300円とか、あと耐震診断が1平米当たり2,000円とかということがございますけど、そうした補助がございまして。

これについては、今私が聞いている範囲では、いわゆる建物の登

記といたしますか、が、必ずしも必要ではないと。例えば、自治会が地縁団体を結成して、その所有者になって申請するという、必ずしもそういう手続は、必要ないとは聞いております。ただ、そのあたりはまだ、より詳細には、ちょっとまだ把握はしておりませんが、そういう形であれば、自治会が所有するといえますか、管理している建物を申請するという形になろうかと思えます。

それからもう一つ。コミュニティセンター助成事業というのがあります。これは、県、地域づくり支援課というところが所管しますが、ここは補助率が5分の3、上限が1,500万円。ただし、新築に限るということで、ただしこれはですね、先ほど申し上げました地縁団体名義の保存登記が前提になると。地縁団体による申請が必要になるという、ちょっとハードルがある。そういうようなことがあります。

こうした県補助に加えて、町の補助をどうしていくかとかいうことは今後検討の課題だと思っております。

いずれにしてもですね、町としましては、まずは耐震診断を行う、それから診断結果が芳しくない場合は、改修を行っていただく、現段階はですね、そういう形で、管理者、いわゆる自治会の管理者の方々に対するですね、指導を行っていくとともに県や国に対し、自治会等が避難所の改修を行う場合にかかる経費の支援を今後とも要請してまいりたいと思っております。

なお、2年ほど前にですね、消防団の協力を得まして、各自治会の73の緊急避難所に行っている公民館、集会所の地震及び水害に対応できるかの調査を先ほど申し上げました、行いましたが、先ほどは、浸水それから地震、それぞれのことを申し上げましたが、両方ともですね、地震、水害ともに対応できそうもない施設というのは全部で9カ所あります。

だから、そういう意味もありますので、こういうことを踏まえまして、ことし地域防災計画の見直しを行うんですが、その際に、緊急避難所の指定の見直しもちょっと考えていかななくてはならないというふうに思っています。

それから次、自主防への指導ですけど、最近、特に自主防の方々の御努力によってですね、今、もう5地区ほとんどが、連絡協議会というのが結成されました。一番近くは佐川地区の連絡協議会が結成されて総会も行われました。これは非常に前進してるということ

で、あとはですね、町全体のいわゆる自主防を取りまとめる協議会というのを、これから結成していきたいと思っています。

そうすると、非常に連絡も密にいきますんで、そういう形の、これから前進を図っていききたいと思っています。そういう意味合いではですね、非常に自主防、多少の温度差はありますが、それぞれ積極的にはですね、自主的な防災訓練とか、もう行っていただいておりますし、これからも町としても自主防のリーダー研修とかですね、そういうことにも特に力を入れていきたいというに思っています。以上です。

11 番（今橋壽子君）

それこそ、先ほど答弁もございましたが、防災組織にも温度差があるということをお聞きしましたが、今、その部落にもいろんな部落長さんが1年交代とか、いろんな形で、なかなか徹底できてないところ、そういうところもございますので、また早急に、そういう遅れている部門に対しては、細やかな御指導をしていただくとお願いいたします。

それとまた、防災組織は立ち上がっても、せっかくその機能がなかなか、どうかね、多彩であり、なかなか難しい部分もあるけれど、自分たちが家庭でできることとしましては、今、やはり、まず備蓄の問題もあると思いますので、今私が家庭における主婦の1人として考えるのには、やはり一つ一つの家庭が、せめてお米だけでも1週間分は蓄えておくというぐらいの指導もしていくことも必要ではないかと思われます。

もし、この災害が起きた場合には、やはり県の応援団とかいろんなものにしましても、やはり津波のあるところを対象にまず動かれると思いますので、佐川町とか越知町なんかに対しては、津波のないところは、やはり後回しというような形になるのではないかと思いますし、緊急に取り組んでいく必要があるのではないかと思いますので、その件をよろしく願いいたします。

これに関しましては、以上でございます。

次に、路線バスについてです。人口の減少や車社会となって空気を運んでいるのではないかとわれ、路線バスの見直しについての必要性を言われて、もう20年ぐらいになると考えられます。その間、国の交付税等、いろんなくみの関係で何の解決策もないまま今日に至っていると思われます。時代の変化とともに、早急に取り

組む必要があるのではないかとおもわれますが、町としてはどのようにお考えなのか御答弁願います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。初めに、ちょっと今橋議員も触れられましたけど、交付税の措置の関係。ちょっとそのことについて御説明申し上げますと、特別交付税の措置はですね、8割ございます。これは、今現在、運行補助として870万円ほどでしたか、支出をいたしておりますんで、その8割、大体700万前後になりますか、ぐらいの交付税措置があるという、ただしこれは赤字、いわゆる補助金を出した状況でもまだ赤字であるということが前提になりますんで、そういうようなことがございます。

それで御質問ですけど、代替バスの運行は、土電、これは黒岩地区でしたが、それからあと国鉄、尾川地区を走っておりましたが、その一般乗り合いバスの運行廃止に伴いまして、黒岩観光と廃止路線代替バス運行依頼に関する覚書というのを締結いたしまして実施をしている状況です。あわせて運行補助、先ほど申し上げました運行補助等を行っております。

おっしゃったように、バス利用者数は年々減少しておりまして、町補助金と利用料金収入では収支が合わない状況となっております。また、地域住民には存続を望む声が強くあるということは言えます。また、交通条件の悪い山間地域の高齢者の方、障害者の方にとりましては、こういう方、特に障害者の方は、福祉ガソリンとか福祉タクシーのチケット等がございます。そういう対応もしておりますが、移動手段の確保は切実な問題になっているというに考えております。

バスの、それからあと運行地域の拡張に当たりましては、町バス事業者、利用者、経費等の面から時間をかけて検討する必要があるというに考えてます。

あと、デマンド型乗り合いバスとかタクシーの運行についても、一部の地域だけでなく町全体の課題と捉えまして、現在運行しておりますバス事業者、タクシー事業者への影響等も十分配慮しつつ、地域の皆さん、有識者や関係機関、事業者等の皆さんの意見、要望等を聞きながら、適切な方法を検討していきたいと思っております。

先般の議会で、松本議員からも御質問があつて、それに対してもお答えしましたけど、いわゆる公共交通の委員会、そういうものを

立ち上げていくという形で、いろいろ検討を重ねていきたい。まず、手始めには、庁内の、庁内というのはこの庁舎内という意味ですけど、の検討チームの設置とか、あと庁舎外の有識者、関係機関を含む委員会の設置、そして先ほど言いました公共交通機関の委員会のようなものをこしらえまして、計画書の策定等を考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

11 番（今橋壽子君）

先ほどの御答弁では、改革をしたい、検討したいという思いを、ずっと 20 年間の間に、いろんな形で御答弁があったと思いますが、そういう委員会とかそういうものは、1 度でもしたことがありますか。御答弁お願いします。

総務課長（岡林護君）

恐らく、私が担当して以来はありませんし、それからそれ以前は、ちょっとよくは、はっきりは認識しておりませんが、恐らくなかったらろうと。そのために、今までなかったんで、今後そうした委員会を設置という方向で、展開していきたいというふうに考えております。

11 番（今橋壽子君）

私も、議員といたしまして、歴代の首長にもいろいろと提案したこともございましたけれど、やはり、その要望に対して、どうかね、この議会そのものがセレモニーになっているんじゃないかと思えます。というのは、やはり提案しても、それを実践してなかったことによって同じことの繰り返しで、何も進化がないということで、この 20 年間というものが成り立ってきたのではないかと思います。今、時代の状況も、もう昔とは、もう 180 度ぐらい変わりがつつある中で、もう少し庁内での改革意識とかそういう取り組みをもっと真剣に捉えていただかなければ、この議会そのものが一つのセレモニーになっているのではないかと懸念されますので、もう少し、私たち住民の要望を代弁さしていただきゆう、その気持ちをもっと真剣に取り組んで、早急に検討し、実践に移していただけることを期待いたしまして、この問題も簡単ですが終わります。

すいません、それこそ、これも 1 つ抜かっておりましたが、町広報誌によりますと、地区懇談会でも路線バスについての質問もあったということですが、やはり早急に住民の声も、直接に執行部の皆さんもお聞きになったとは思われますので、ぜひ、早急に取り組ん

でいただけることを要望いたします。

次に、最後に、霧生関公園についてでございます。榎並谷町政の8年間の中で、町民が一番関心の深かった問題は、何と云っても、この霧生関公園の問題ではなかったかと思われまます。また、同時に、町長初め職員の皆さんが、頭を使われ、また心も痛められた事件だったと思われまます。

この問題については、私も議会では何度となく質問をさせていただきましたので、そのたびごと、これまでの経過等は十分理解をしていますが、今回の質問は、6月議会での答弁をいただきました地権者との用地境界の等価交換の結果と火薬庫の移転についてです。任期中に正して後任の行政を引き継ぐと答弁でしたので、そのめどはついたのでしょうか。町長にお伺いいたします。

町長（榎並谷哲夫君）

おはようございます。今橋議員さんの御質問にお答えいたします。先ほど来、冒頭にはお褒めの言葉もいただいたようでございまして、最後に大変、私もちょっと心かゆい、面はゆい気がいたしました。ありがとうございました。

そして先ほどのバスの関係、これも確か20年間、私も8年間扱っております、大変頭の痛い問題でございます。何にもしてないと言われたら、ほんとにそのとおりでございますけども、実は、この間にも、例えば私も1回地元経営者の社長さんと一緒に回って、そのときに、具体的にどういうことをしたらいいかというようなことも検討いたしましたけども、なかなか地元の要望、そして時代の変化というのはなかなかやっぱり解決できてなく、現代にきております。

大変これは、一部では、空気運んでると。これは事実でございますし、さりとて、これがなくなったらという声もございますから、大変この問題については、また今後、厳しい情勢が続くんじゃないかということでございますけども、何らかの解決策は必要かなというふうに思っております。

そして、霧生関でございます。ほんとにこの8年間、議員の皆さんにも大変御指摘もいただきました。また町民の皆さんからも「あんなもん、いらんじゃないか」というお声が議会を通じて、何回も私のほうにも聞こえてまいってきたわけでございますけども、昨日の答弁でも申し上げたとおり、行政、これは継続でございまして、

町民に約束したこと、それをきちっと仕上げていくのが役目の1つであるということもお答えいたしました。

若干、地権者とのトラブルがございまして、これは、十数年来解決できずに放置されてきたものでございまして、このところ、やっと地権者の了解も得て、今の状況になっておりますけれども、最後の、先ほどの御質問の境界の設定そして支障物件、これは火薬庫でございますけれども、これの移転、この2つが残ってございました。

境界の設定につきましては、従来、地権者との利用、そして町も利用勝手がいいということで、いわゆる面積の等価交換、これで基本的に合意をいただいております。そして、火薬庫につきましては、適切な移転先があれば応じるというところまで話を進めてきておりますけれども、まだその適地がなかなか見つからないと。これは、利用者の方と、そして近隣の地形、そうしたことがちょっとネックになりまして、結論には至っておりませんが、鋭意、関係者と協議をしております。できたら、できるだけ早く解決をしたいというふうに考えております。

大変、この霧生関につきましては、町民の方々にも不信感もあおいだことにつきましては、これは私の不徳のいたすところでございますけれども、ぜひ、所期の目的に沿った形で、そして多少、昨日も御質問ありましたけれども、形も変わったというような話がございまして、基本的には、いわゆる運動公園という形でございまして、その後、時勢の変化によりまして、ヘリポートの設置、あるいは一部テニスの愛好者の皆さんからも要望もいただきまして、これは議会の請願も受けていただいたというふうに思っておりますけれども、そういう形での、将来、利用勝手のいい、そしてもう一つは、できるだけメンテナンスの費用が要らないような形で仕上げていただくように、ぜひ、後任の方にはお願いを申し上げたいというふうに思っております。以上です。

11 番（今橋壽子君）

先ほどの御答弁では、やはり努力はしたけれど、まだめどはついてないというように了解してよろしいのでしょうか。

町長（榎並谷哲夫君）

解決をまだ、火薬庫については解決ができてない、行き先がまだ決まってないという状況で、鋭意、関係者と協議を重ねているというように申し上げました。用地の境界につきましては、了解をいた

だいております。

11 番（今橋壽子君）

まだ、町長は1カ月余りの任期がありますので、最後まで最善を尽くして交渉して、町民の納得のいくような方向に進めていただくことを期待して、この問題につきましては、質問を終わらせていただきます。

最後に、私、男女共同参画を、それこそ20年前から唱えらしていただきまして、この榎並谷町政のときにやっと男女共同参画計画の方向性を取り組んでくださることになったことに敬意を表しまして、私の質問は終わらせていただきます。以上です。

議長（永田耕朗君）

以上で、11番今橋壽子君の一般質問を終わります。

引き続き、10番西村清勇君の発言を許します。

10 番（西村清勇君）

10番、西村でございます。おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、この場から4点ほどの質問をさせていただきたいと思いますが、通告順をちょっと変わるかもわかりませんので、よろしくお願ひします。

まず、1番目の富士見町の町営住宅について、それから2番目にサッカー場について、そして3番目に黒岩の保育について、それから4番目に霧生関の問題とやらせていただきたいので、よろしくお願ひをいたします。

まず、富士見町の町有地について、お尋ねをいたしたいと思いますが。この町有地は、図書館の真横にあります町有地であります。以前に、図書館の駐車場が少ないということで、半分ぐらい、約半分ぐらいだと思いますけども、駐車場にした土地ですが、今現在、草になりまして全然使用をしてないわけですが、この土地につきまして、現在、何かに使うという予定があるのかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。富士見町の図書館横のいわゆる町有地のことでございますけど、現在のところですね、何に使うかという計画はございません。そのほかにも遊休地いくつかありますけど、これらについてもですね、何らかの今後考えていかなくはなりません。現在のところ、特におっしゃっている箇所についてはですね、

計画はございません。

10 番（西村清勇君）

使い道がまだ決まってないというお答えをいただきました。使う予定がなければ、この町有地を有料駐車場にして活用してはどうかなど思っておりますが。

何でかといいますと、今、横の富士見団地ですけども、富士見団地が、現在与えられているのは、駐車場としては1台分しかないと思います。今は、ほとんどの方が車を2台ぐらひは持っている状態で1台置くのに非常に不便をしておるところです。

最近になって、青空駐車でもものすごくつかまりまして、もう私の知っちゅう人でも5人や6人ではありません。青空駐車というが、非常に罪が重くて、切符切られるだけじゃなしに裁判所まで行って、裁判で罰金を訴えられるというような非常に思い罪になりますので、何とか駐車場がないろうかというようなお話を聞いておりましたし、それから前の一般の方も駐車場がありますけども、そこももういっぱいになっておりまして、借ることができないというようなことで困っておる方がたくさんいますので、これを、富士見団地だけの人じゃなくて、一般の人でも利用できるような駐車場にならないかなと思っておりますけど、もう一度このことについて、担当課長にお聞きしたいと思っております。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。先ほどの町有地を有料駐車場にという御提案でございます。特に、主に、富士見団地の入居者の方々が、今現在1台分しか置けない、通常、今、大体1家が2台とかですね、車を持っている状況であるんで、そういう方々を特に対象にして、そういう有料駐車場にしてはどうかということでございます。

ただ、まあ、もちろん検討さしていただいでですね、ただ、民業の圧迫とか、そういうあつれきを生むことも考えられますんで、そういう観点もいろいろ含めて考えながらですね、検討をさしていただきたいと思っております。

10 番（西村清勇君）

あつれきというか、個人の駐車場としてはもう1カ所しかありませんので、そこはもう満杯になっておりまして、もう何年も前からずーっと私も、中をもちまして当たってきましたけど、なかなかあかない状態で、もう一つ喫茶がありまして、そこが駐車場にできた

ようでもありますけども、そこももうほとんどいっぱいになるというのを聞いてますので、何とか駐車場をつくっていただきたい、このようにお願いしたいと思います。

それから、もう1つ。西佐川駅前に、総務委員会で1回視察にいきまされたけども、そこにも同じような売れ残りの町有地があるんですけど、それもなかなか、もう一般の人に宅地としてはなかなか売りにくい土地ではないかと私は思います。何かといいますと、汽車の、余りにも近くで、高音があるのでなかなか難しいし、それから以前も購入をしていただいた方も返品がきたというようなことも聞いておりますし、そんな形で、なかなかもう宅地には難しいと思いますが。ここも今、ガソリンがすごい値上げがありまして、そして汽車通の人がなかなか増えたというようなことも聞いておりますが、これも同時に一緒にしたら、活用してはどうだろうかと思いますが、この点はどうでしょうか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。おっしゃっておられます西佐川の近くの町有地でございますけど、これについてもですね、確かに、おっしゃるように線路のすぐそばですんで、余り宅地としては適しているかどうかという確かに疑問点もありますし、ただ、逆にいえば線路のすぐ近くで、鉄粉が結構飛んでくるとか、あとそれから、近くの、確か、駐車場を貸してる業者さん、業者さんというか、がおいでするんじゃないですかね、西佐川のところには。そういう面での民業といいますか、民業についての圧迫ですね、圧迫とかそういうことも考慮に入れながらですね、先ほどの土地と同じように検討させていただきます。

10番（西村清勇君）

わかりました。また、この点について検討をお願いしたいと思います。

それともう1点。団地の室内の件ですが、シャワーについて、ちょっとお尋ねをしたいんですが。今、若い方が重点的に団地へは入っていると思いますので、シャワーが、ほとんどの、ほとんどというか全室についてなかったわけですけども、今は、給湯器ですかね、給湯器が壊れましたら、役場のほうと使用の方とで話し合いをした結果で、シャワーつきにするとか、釜だきにするとかいうような形で、今、かえていきゆうと思いますけども。それが壊れん限りはシ

ャワーもつけれんというような形になっているんですけど。

大体お聞きしますと、ほとんどの方が、もう夏場やったらもうシャワーだけでいいので、ぜひシャワーをつけていただきたいというのが、ほとんどの方でしたが。シャワーだけじゃなしにお風呂の中自体も、非常に僕も入ったことがなかったので、気がつきませんでしたけども、以前、子供が入らせていただきまして、入ることがやっとできたわけですが、非常に汚くて、これにはもうびっくりしました。

風呂の中までの改善いうたら、なかなかお金も要ると思いますので大変やと思いますけども、そういった、どっちにしても壊れるとかえていかないかんというようなことになっておりますので、これが何かの過程で補助が、補助体制になればやね、もう早めに、壊れなくても早めにかえていったらどうだろうかと思いますが。

けど、富士見団地だけじゃなしに、池田団地もあると思いますけど、一回にかえるということはなかなか難しい、お金も要ることですので、難しいと思いますけども、順次、一つずつかえていくような形がとれたらなあと思いますけど。なかなか難しい問題かもわかりませんが、この点はどうか、課長、よろしく願います。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。お答えいたします。先ほど御質問の中で言われましたとおり、風呂釜が故障して交換する必要がある場合に、シャワーを希望する入居者については、シャワーなしの風呂釜とシャワーつき風呂釜の比較して、その差額分を入居者に負担してもらった上、また、さらに退去時には、そのまま設置しておくことを条件に、役場でシャワーつき風呂釜を設置しておくというのが今のやり方でございます。

故障交換時に、シャワーなしの風呂釜を選択した入居者も、中にはおります。その全く問題のない新しいシャワーなし風呂釜も、そういうことで多々あることも事実であります。シャワー取り付けを希望するということだけで、まだ使用可能な風呂釜を撤去して公費で新しいシャワーつき風呂釜を設置するというのは、今までやってきた観点から言うたら、なかなかできんのが実情でございます。

ただ、近年の生活状況、入居者の生活状況とかいうのを考えてみますと、確かにシャワーだけを使うとかいう場合も、多々あるのも

事実です。私もそんなふうにもして過ごしますので、それも事実であろうかと思えます。

課題はいろいろあるでしょうが、やはりそういった生活環境の変化等々を考えますと、このままにするのかどうかを検討せないかん。検討して、今御質問の内容に添えていけるようにするのが可能かどうか、そこのあたりから内部で議論を進めていき、検討していく必要があるかと思えます。

そういうことをございますので、どうぞよろしく願いいたします。

10 番（西村清勇君）

壊れた順に交換をしていきゆうと、いうことの答弁もありましたし、私もそういうように思っておりますけども。もういずれにしても、もう建物も古いし、それからもう釜自体も、もう最初からかえたことのないような釜がついておりますし、もういつ壊れてもおかしくないような部屋ばかりだと私は見ております。

いずれにしても順番にかえていかないかんなろうと思えますので、何かの形で補助金がもらえるような形があれば、もう、1回にかえて、棟別に順番にかえていったらどうだろうかと思えますので、この件についてもぜひ検討をしていただきたい。このように思います。

それでは、町営住宅については、これで終わりたいと思えます。

それでは、2点目のサッカー場について、お尋ねをしたいと思えます。

今年は、例年になく1カ月以上も雨が降らなくて、渇水状態が続きました。こういった中で、サッカー場の芝生の問題ですけども、芝生は、大体7月から8月にかけてつくるというのが、今の目的やと思えますけども。この7月8月の渇水のとくに、スプリンクラーを、水を打たんといかんのに、ため池の水がなかったというようなことで、スプリンクラーを回すことができざったということ聞いておりますけど、これはもうわかっておりますでしょうか。

教育次長（岩本敏彦君）

西村議員さんの質問にお答えします。水がかなり少なくなり、心配をしました。承知をしておりました。以上でございます。

10 番（西村清勇君）

水がなかったということは、水が漏れておったというように考え

れますが、まだ、あそこはつくって 16 年ぐらいですかね、サッカー場は。15、6 年ぐらいで、水が漏れてほとんどなかったというようなことは、何か設計ミスか工事ミスかじゃないかと思うんですけど、これは、早くから、そんな漏れゆうことを気がついちゃったがですかね。

教育次長（岩本敏彦君）

これまでも、調整池については漏水がひどくなり、2 度ほど対策を行っております。そういったことで、3 回目ということではなく、以前から蒸散や、それから目地からの漏水というのはありましたので、それは許容範囲内で考えておりました。以上でございます。

10 番（西村清勇君）

これから先は、ことしは特別に、暖冬で渇水が、という話もありましたけども、この問題は、今年だけでは済まないと思います。これから温暖化になりまして、こんな状態は常に起きるとも思っておらなければならないと、このように思いますが、その水漏れを直すというのは、どのような形で直るんですかね。ちょっとわかりませんけど、私には。ちょっと、何か、予定をしてますか。

教育次長（岩本敏彦君）

雨が、しばらく降らないと、すぐにかれてしまいますので、渇水などの対策として、アップ場の底に井戸を構えてあります。そして、ポンプで調整池にくみ上げるようにしております。今回、すぐにそれが何年も使ってなかったもので、稼働しませんでした。それで、その調整をしてもらうのに、ちょっと期間がかかりましたので、すぐにそれができなかったという状況です。

漏水については、エラストイト、縦の目地ですね、伸縮目地。そこがボロボロになりまして、1 回、そこも埋めております。それから、2 度目が底の部分の、斜めにおりたところと継ぎ手ですね、そういったところから漏水が始まりまして、それも対策を 2 回目しました。今回もちょっと、どういう状況なのかは見ながら、やっぴいこうかというふうには考えております。

10 番（西村清勇君）

水漏れは、なかなか止まりにくいです。これを、止まりにくいけども全部やり直すいうたら莫大なお金が必要だと思いますので、なかなかかえることはできないとは思いますが、大事なときに水が使えないようなことでは、全然機能をしませんので、何とかの形で、

水を欲しいときには、スプリンクラーが回せるような形は、ぜひ取っておかなければならないと、このように思います。

うちの芝は、よそのところにはないぐらいいい芝と言われておりますので、芝を大事にせんとサッカー場の意味がありませんので、その点を気をつけていただいて、水がなくならんように、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、サッカー場については、これで終わりたいと思います。

3番目の黒岩の保育について、お尋ねをしたいと思います。

今、現在、黒岩の中学校の耐震をやられておりますけども、これが終わるともう、きのうの答弁の中でもちょっとありましたが、小学校、中学校はもう全て耐震が終わることになるかと思いますが、来年度から、次は保育に入ってくるようになってくると思います。保育では、黒岩と永野と2カ所になっておりますけれども、この黒岩の保育ですけども、非常に、もう昔の建物で、使い勝手が悪いと言われております。

どんどこが使い口が悪いかと言いますと、少し挙げてみたいと思いますけども。1つ目として、各保育室から庭が全く見えないというかが1点。それから2点目に、部屋に収納の場所がなくて、荷物が置けないので、荷物は、もうほとんど保育室や机の上に置いておるといような状態です。それから、大型の救急車が園の近くまで入れないということ。それからプール側ですが、西側にありますけども、そこが地盤がちょっと狂いまして、大分、段差が、今現在できております。それから乳児が使う手洗いの構造になってないので、非常に使い勝手が悪いというようなことと、それから土砂災害危険地域にあり、大変不安なというようなこと。それから、0歳児などの受け入れる構造になっていないというようなことで、悪いところばかりです。

実は、私が見ただけじゃなくて、園長さんのほうから、どういったところが特に悪いよ、というようなことで、ここに書いていただいておりますけど、これを全部読みよったら時間がかかりますので、この園長さんから、ここへ出ておりますので、これを後でお渡しをしたいと思います。

そんなことで、非常に使い勝手が悪いというように思っておりますが、この黒岩の保育は、何年ぐらいに建てられてますかね。ちょっと、わかればちょっと教えていただきたいですけど。

健康福祉課長（岡崎省治君）

西村議員の御質問にお答えいたします。黒岩中央保育所は、昭和52年の建築となっております。以上です。

10番（西村清勇君）

52年ですか。勉強不足で申しわけありません。そうすると、約36年ぐらいかな、たっておるといような計算になるのではないかと思います。この黒岩の保育については、診断を受けても、なかなか受けれる状態ではないのではないかなというように思います。もう診断を受けるよりかは、もう今のところをちょっとかえんといかんなるかもわかりませんが、どっかいい場所があれば、そこへ新しく建てかえたらいいんじゃないかなと、このように思いますけども、この点について、どうでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この黒岩中央保育所につきまして、それから永野の永野保育所につきまして、今年度予算の中で、耐震診断を図るように予算化を行っております。

永野のほうは診断を受けておりますが、この黒岩中央保育所について、御質問のとおり、形状的にですね、なかなか診断ができにくいという専門家のお答えをいただいております。具体的には、構造がですね、壁式の鉄筋コンクリートの建物であるとか、あるいは建物の平面形状が不整形というような形ですね、なかなかその耐震の診断基準、この適用外になる恐れがあるという形で、設計家の方ですね、専門家の方からお答えをいただいております。ただ、その中で、こういった形状を持つ建物でも、診断をした経験があるという設計の方がおるといふような情報もあってですね、その方に当たるように、今、ちょっと話を進めております。

そういったところで、耐震の診断ができた場合については、その耐震強度等を含めて、耐震化が必要であれば耐震化を図るか、もしくはその財政的な部分、予算措置、そういったものを含めて、あるいは建てかえたほうがいいのかどうか、そういった検討に入りたいと思います。

耐震診断が、仮にできないというふうになった場合につきましても、それなりに専門家の御意見をいただいております。この件、建物の強度の問題と、あと先ほどおっしゃった防犯上とかですね、そういった立地条件、園庭が見えないというところについても、職員の

ほうから私も聞いております。そういったところも含めて総合的にですね、検討していきたいと考えます。

10 番（西村清勇君）

そしたら永野の保育は、もう診断を受けているわけですか。黒岩の保育については、診断を受けないと、建てかえる場合に補助金が出ない、診断で通らなかったということにならんと出ないというわけですか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

公立の保育所につきましては、民間の保育所と違いまして、基本的には一般財源で対処するようになると思います。一定、補助金がつけばですね、その点も活用していきたいと思いますが、基本的には補助金云々ということよりかは、建物の耐震強度がどうかというところで判断していきたいと思います。

10 番（西村清勇君）

なるべく、補助金が使えれば使える方法にしていかなんといかなかなと思いますし、もう例えあれが診断に通ったとしても、もう早く、建てた時点から、あそこはもう浸かりましてね、浸かるから、まず今のままでは使うことが難しいというように私は思っておりますので、ぜひ、検討していただきまして、新しく建てかえるというような形で進めていただいたら、非常にうれしいなと思っておりますけれども、もう1回だけ、その点について、どう思うか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

建てかえの問題につきましては、立地条件とあと財政的な問題等々、その他もろもろの課題を整理しまして、よりよい方向でですね、検討していきたいと思います。

10 番（西村清勇君）

ありがとうございます。それでは、この保育については慎重に進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。それでは、保育については、これで終わりたいと思います。

次に、霧生関トンネルについてお尋ねをしたいと思います。今、現在、おかげさまで、私がここで6年ぐらい前に一般質問でお願いをした佐川トンネルが、今着々と進んで、来年にはできる予定と聞いておりますけれども、安全で、通行できるトンネルになるんではないか、このように思います。

佐川には、トンネルと言いましたら、川内ヶ谷の赤土トンネルで

すかね、あれが1個と、それから今やりゆう佐川トンネル、それから霧生関トンネルと、国道に関係するトンネルは3つあると思うんですが、川内ヶ谷の赤土トンネルは、もう早くから歩道ができておりますし、問題はありませんが、今の佐川トンネルも、もう問題がなくなると思います。

ただ、1つだけ残るのが霧生関トンネルなんですけど、これもなかなか短いトンネルですけども、道幅は非常に狭くて、佐川トンネルと同じように危険性があるトンネルではないかと、このように思います。

町長も、もう余り任期がありませんので、町長にとられてはちょっと難しい状態になるかもわかりませんが、できれば、今から陳情していただいても6年ぐらい先にはなろうかと思っておりますので、このトンネルを、ぜひとも、町長が専門ですので、陳情だけでもしていただいといて、それから後はまた次の執行部につなげるというような形が取れないかなあと思っておりますけど、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

町長（榎並谷哲夫君）

西村議員さんの質問にお答えをいたします。確かに、歩道、もうずっと私も、あそこを通うたびに歩道がないなど、非常に危険だなあという感じはズーっとしております。今でも同じでございます。それはもう、議員さんも同じ考えだと思っておりますけども。ところが、御案内のように、あそこの地形を見ていただいたときに、トンネルまで、加茂側は全部、こちらから行って右側に歩道が全部整備されております。あのトンネルの入り口まで。

そうしたことで、そのトンネルから、いわゆる町道の交差点までの間が歩道がないというのは、御案内のように、地形がああいう形でございますから、私もズーっとやっぱり気になっておりましたけども、さあ、さて、あれ歩道をつけるときにはどうしたらつけれるかなあということは、ズーっと頭にあったわけでございます。

そうしたことで、多分国のほう、管理者もですね、そういう思いで、やむなく今現在に至っておるということじゃないかなというふうに思います。

そしてもう一つ。御案内のように歩道はついておりますけども、歩行者というのは、非常に少ないと。いわゆる市街地がないということで、ないということも一つは国も積極的に手を加えない必要因

なかあと。いわゆるこれは、一般的に言われる費用対効果の面もあるかもわかりませんが、それから地形的な面があって、やるとしても、今のままでいくと、なかなか厳しい、あの建物の状況とかですね、そういったものが非常に問題があるので、大変厳しい地形にあるというふうに私もずっと思っておりまして、なかなかこれを国のほうに、さあ歩道をつけてくれというのはなかなか言いにくいというのは、私個人的にも、やっぱり非常に、技術的に困難性があるということと、そしてもう一つ、歩行者が比較的少ないということもございまして、なかなか踏み切れないところが、今までもございまして。気にはずーっとなっておりまして。その歩道トンネルについては。

先ほど、私も任期があと少しになりました。先ほど今橋議員さんも残りを一生懸命やれと、激励も受けております。このことについては、なお、こういう町民からのお話もございまして。何かいい方法がないかということ、国のほうに、私のほうからもう一度投げかけていきたいというふうに思っております。

これが、可能性があるかどうかは別にして、私の気持ちとして、ずっと思い続けてきた内容でございまして、何かいい知恵はないかというなことで、投げかけはしてみたいというふうに考えております。以上です。

10 番（西村清勇君）

確かに、歩行者は少ないと、私も思います。けど、バイクなんかは、かなり通行もありますし、あったら悪いことはないと思いますけど、確かに、あそこは、東はしよいですけど、西の入り口が非常に難しいんじゃないだろうかというように、見たところ感じます。

やろうと思えば、できないことはないとは思いますが、なるべく町内で事故がないように、安全で通行できるような町内にしていただいたらと思う点から、この質問をさしていただきましたけども。

できるかできないかは、それはわかりませんが、ぜひ要望だけは、ひとつしていただいて、また、次の町長につないでいただきたいと、このように思います。どうかよろしく願いを申し上げます。

最後になりますが、この8年間、町長は、いろいろな形で仕事をしていただきまして、玉割小橋、今現在、橋がかかりつつあります

けども、ほんとに、この黒岩、そして馬の原、市の瀬、こういった地域の、ほんとに玄関口か出口かわかりませんが、非常に大事な橋だった、このように思います。それが、ほんとに町長の任期内には完成しないかもわかりませんが、非常にありがたく思っております。

そしてまた、今話もありましたように、佐川トンネル、これもおっきな事業でしたけども、町長の要望で、このトンネルも、何年まだかかるかもわかりませんが、何年か先には、今、中学生も大回りをして病院の前を通過して、みんなが自転車で、あそこは通れないというような指示が、教育委員会のほうからあつてるので、みんなが自転車で、遠いですが、一緒になって通っております。そういった関係でも、またトンネルが通行できるようになると、非常に近くて早く学校に着けるといような便利よくなると思っておりますし、非常にありがたいと思っております。

それから、上町の町並み整備、それから霧生関のこの土地にいたしましても、いろいろさまざまな形でやっていただきまして、霧生関の土地は、いろいろ町民からも無駄遣いでなかったろうか、そしてまたきのうは、松本議員からも、そういった質問もございましたけども、私は、決して無駄遣いではなかったと、このように思っております。

ならば、どうしてかといいますと、あそこは最初の、埋め立てをせんといかんということになったのは、ただあれを埋め立てするだけではなくて、学校を持って行く場所がなくて、一番最初は西佐川駅の前、今の玉割小橋ですが、その渡ったところへつくったらというようなことで進めていたわけですが、それも、住民からの反対があつたと。それからまた、柏原も予定地として出ておりましたし、3カ所も4カ所も出ておりましたけど、どこにも持って行く場所がなかったと。

最終的に、今のあの山を切らんといかんというようなことになったわけで、あれへ持って行くには、その土砂を捨てる場所がなかったというようなことから、私は、やむを得なかったと。あそこはもう、あそこをやらなければ、なかなかあそこの学校さえも難しかったというように考えますし……私の考えが違うちゅうと言いますが、違うちゅうかもしれませんが、あの土を、あそこへ埋めるというようなことじゃつたと、私は思っておりますけども。そん

な無駄遣いでは、私は、なかったというように感じております。

それがなければ、もうあの土地は、もう塩漬けで、もう使うことができなかつたと思いますし、また、でき上がれば、いろいろな形で町民は利用もできるし、活用ができるんじゃないかと、このように思っております。

ほんとに、町長にとりましては、8年間、本当に御苦労様でございました。本当にありがとうございました。この場から、これで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、10番西村清勇君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時23分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、6番中村卓司君の発言を許します。

6番（中村卓司君）

おはようございます。6番議員中村でございます。議長のお許しをいただきましたので、平成25年9月の議会において質問をさせていただきます。

少し、今回も所見を述べさせていただきたいと思いますが。8年前に、初めて榎並谷町長さんに桜座で初めてお目にかかりまして、控え室です、お声をかけていただいて、私も町長選に出ておりましたので、それが初めての町長との出会いでございましたけれども、大変物腰が優しいようなお方だなというふうなことをですね、8年前にお会いして思ったわけでございますけれども。議場でもめったに太いことは言わずに、お答えをしている姿にですね、大変敬服をしている者の一人でございますけれども。

残念ながら、私個人としては、あんまりええ思いがありませんけれども。町長の姿としては、おっとりといいますか、柔らかいというか、そういう姿でやらないと、なかなか行政もうまくいかない。そして、きのうの質問の皆さんにもお答えをいただいたようにです

ね、継続性といいますか、安定性、そういうのが必要であろうというふうなお話もいただいたわけでございますけれども。

またですね、9月議会というのは、決算の議会でもございます。そういった意味で、いわゆる前回の予算を反省をしながら、次への予算を組み直す、一般質問の内容にもですね、予算伴うこともあるかもわかりませんので、そういった内容を含めてですね、質問をさせていただきたいというふうに思っております。

また、私で7番目でございますけれども、ダブる、今までの質問にダブるようなことがあるかもわかりませんが、その点も御容赦をお願いをしておきたいというふうに思っております。

質問に移りたいと思っておりますけれども、3点ほど質問を指定してありますが、3点と言いましても、1番目の町長の8年間を振り返ってという意味からしますと、大変、ある意味、項目が多ございますので、それを一遍に質問せずに、一つ一つ項目を区切ってですね、次の町長に、どういったことで引き継ぐのか、またどういった意味で引き継ぎをされてきたのか、という意味も含めまして、質問をさせていただきたいと思っております。

それと、少し関連をしますので、この1番、2番、3番目の質問に入ります前に、お聞かせを願いたいと思っております。質問に関連をしますので、お答えをいただきたいと思っておりますが、6月議会のときに、総合計画があつて、見直しをせないかんときが、もう既に2年を過ぎておりますんですが、そのときに、見直しをします、というお答えをいただきましたけれども、町長の残りの期日がですね、迫ってまいりましたが、今までに、その総合計画、見直されたかどうか、その点を聞かせていただいてから、本題の質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

町長（榎並谷哲夫君）

中村議員さんの御質問にお答えをいたします。先ほどは、8年前のことも含めて、私の評価をいただきまして、ありがとうございました。

その総合計画でございます。これは、御承知のとおり、私が就任して直後に、これは、従来の、今までの行政のあり方のパターンと違った形で、住民の方々の意見を踏まえて、自分たちの手で、ということで計画したのが、この総合計画だというに、私は承知をいたしております。

その後、御案内のように、7年も8年も経過しようとしておるわけでございます。その間にも、この議場でもいろいろ議論をいただきました。それで、その評価のあり方、そして検討の仕方、そういったことも踏まえて檄もいただきました。

確かに、今まで御意見を賜った中で、具体的に、まだこの見直しというのは、行ってないわけでございますけども、たびたびこの議場でもチェックをしながら、見直すべきは見直すという方向は答弁してきておりますけども、具体的に変更した部分はございません。

6 番（中村卓司君）

ということは、見直しをすると言っておきながら、してないというのが現実ですよね。こういったことがあるとですね、議会と執行部とのキャッチボールが、非常に濃厚なものにならない。悪く言えば、議員としては、執行部の姿勢を疑うというふうにもなりかねませんので、約束をしたことはですね、必ず守っていただきたいというふうに思っております。

そこですね、この総合計画、見直されてないということでございますけれども、役場の職員の皆さんに、どのように徹底されているのか、非常に疑問でございます。この間、これは、何ていいますか、縮小版といえますか、まとめられたものですが、実際は、大変厚くてですね、何ページもあるもんがつくられておまして、数字も載っております。それをまとめているんですけども、職員さんにどれくらいに徹底されているのかなという思いが、大変疑問でございます。

そこですね、この中に、知っている方は手を上げて、みたいなことは言いませんけれども、総務課長にですね、職員に徹底しているような、これを、総合計画を徹底するような方法をとっているのかということ、ひとつ聞かせていただきたいと思っております。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。この総合計画はですね、平成 18 年だったと思えますけど、策定をされました。その段階では、先ほど町長も話しましたが、いわゆる従来のコンサルタントに委託するという形じゃなくて、ここにおられる議員の皆さん方も参加されてましたが、そういう住民の方に参加していただいて、参画していただいたの策定という形をとったわけです。

その段階ではですね、ちょっと私もそのときは直接の担当ではな

かったんであれですが、当然その概要版とか、それからそのいわゆる本冊といいますかね、そういう形のものが、当然、職員にですね、周知するようなことが図られたと思っております。それからその後についてはですね、今現在、確かホームページにも載っていると思っておりますが、そういう形でですね、してはおりますが、ただ不十分な部分が多々あるかとは思っております。以上です。

6 番（中村卓司君）

不十分なところがあるとお答えいただきましたんで、というのは、まだ徹底をしているようなことは、完全に徹底しているようなことはないと、いうふうにこちらが捉えてよろしいんですかね。お答えをいただきたいと思っております。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。その徹底しているようなことがないということに、先ほどの私の答弁がつながるかどうかについては、ちょっと私もわかりませんが、いわゆる、それは個々の職員の意識もありますんで、やはりこちらが手を取り足を取りですね、こうこう読みなさい、読みなさいということではなくて、職員の個々の意識も当然関係してくる問題です。

職員も自覚を持って、その総合計画についてですね認識していくという努力ももちろん必要でありますんで、そういう両者相まっておりますね部分はもちろん必要ですが、それでもですね、けど毎日のように、それを、総合計画を周知するというようなことは現実的ではありませんので、そのあたりについては、ただ、そういう周知の仕方については、御指摘の部分においてはですね、もう少し努力せなにかんかなというふうには考えてますが、同時に、職員個々の者もですね、自覚を持ってそれを認識するような努力をしなくちゃいけないというふうに思っております。

6 番（中村卓司君）

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。せめて職員一人には、全員こう配ってですね、縮小版でも配って、見ておけよ、というぐらいの話がないと、役場の職員が総合計画の中身も知らんようなことではですよ、何のための町の方針かということもありますから、総務、それから執行部の方はですね、せめて、次が 27 年ですかね、最終的には、つくり直さないかん時期になっておりますから、ぜひですね、そのことも徹底をしていきたいし、その時点で、この中に

おられない方もおるかもわかりませんが、その引き継ぎをですね、ぜひ、よろしく願いをしておきたいと思います。

それではですね、そういった内容で少し不安残りますけれども、本来の質問に移らせていただきたいと思いますが。まず、町長の8年間振り返って、また引き継ぎをどうしていくか、次の町長に引き継いでいくか、ということの内容の中で、項目を6項目掲げてありますので、先ほど申し上げましたとおり、一つ一ついきたいと思います。

まず、霧生関問題。これも議員の中で、皆さんで質問がございました。そこでですね、非常にダブってダブって、もうそんなことは何遍も言うたわや、いうことがあるかもわかりませんが、今まで、8年前、町長が、前町長から引き継いだ、霧生関についての引き継いだ内容をですね、お答えをいただいて、そして今残っている問題ありますよね。境の問題とか解決したけれども、それから火薬庫の問題とか残っている、先ほどの、前議員の質問にもお答えいただきましたけれども、そういった引き継ぎの中から含めて、その8年間、それからこれから先の町長の思いをお答えいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。この霧生関の問題につきましては、直接、前町長から、これをこうせえというような引き継ぎは、私は受けてございません。それで、その後については、役場の職員の情報、そしていろいろの資料から、かつて、こういうにするとということで買収したというような方向を、その後承知をいたしまして、それに沿って地権者との交渉も話し合いしながら、進めてきた経過がございます。

そして、先ほど来申し上げておりますように、そうしたことで、これは地元の地権者あるいは地元だけじゃなくて、公にも約束をした事実でございますから、これは継続性から言って、仕上げる必要があると、そういう認識のもとに鋭意今まで取り組んでまいってきました。いろいろ御意見も賜りました。それは、おまん間違うちゅうというような話もございましたけども、私の思いとしては、そういう思いで現在まで進めてまいっております、その間に、さまざまな公共事業の残土処理場としても活用させていただいた。これの効果も一つ、私はあるというに認識をいたしております。

ただ、現在ああいう形で工事をストップをしておりますので、この点につきましては大変私も心苦しく、町民の方に、この点については私の不徳をおわびしなければなりませんけども、今、1つは、先ほど来話がありましたように、ネックになっておりました境界の問題、そしてもう2つ目が、火薬庫の移転の問題、この2つが大きなネックになりまして、現在工事をストップしておりますけども、ストップした中で、先ほど来議論もありますように、佐川トンネル、これは国交省の仕事でございますけども、これの残土処理場としても活用していただいておりますということもございます、全く放置した状況ではないということも理解を願いたいと思います。

そうしたことを踏まえて、これはきちっと当初の目的に沿って、昨日の松本議員の質問の中にも当初の姿と違うんじゃないかと、こういう指摘もいただいたわけでございます。これは、十数年たって、やっぱり社会情勢も若干変化をしてまいっておりますし、その間に、例えば、防災が強く言われております。そうしたことで、ヘリポートもあそこにあつたらいいということも踏まえて、ヘリポートの設置も含め、そしてもう1つは、これも重複いたしますけども、スポーツ振興の観点からテニスコートの町内の不足を解消してくれというような町民からの要望も受けまして、テニスコートも設置したらどうかという、そういう基本的な計画のもとに進めさせていただいております。

私の任期中に、これが完成してなかったことについては、大変私もじくじたる思いがありますけども、どうか、後任のトップの方には、そういう思いでぜひ将来、町民の方々に、もうほんとに利用していただける、そして健康増進につながる、そしてもう1つは、やっぱりこういう財政の大変厳しい状況でございますから、できるだけ、維持管理費の要らないような施設の整備をぜひお願いをしたいと、そういうに思っております。以上でございます。

6 番（中村卓司君）

恐縮で、言い過ぎたら、申しわけないんですけど、町長は、今議会で引退をされるわけですから、ほんとの正直な話をしたいと、私思っています。町長もそのつもりでお答えをいただきたいと思いますが。

この霧生関問題、何度か議員が質問したときに、引き継ぎだからというふうな話の中から、今の形は前回から決まっているというふ

うな話をずっと聞いてまいりました。私も前回からこういう今の状態が決まっているなら、継続事業で、途中で膨らんだってということやないというふうな認識もございまして、それ以上の追求はしてきませんでした。

けども、今の話を聞きますと、引き継ぎはされてない、ということなんですけど、後の質問にもかかわりますんで、普通、町長はですよ、書き物をしてですね、次に引き継ぐというのがですね、町長の役目の中の仕事なんです。これを怠ると、次の選挙には出れないというようなことまでも規制されていることがあるらしいんです。私、それを読んでませんけども。だから必ずですね、文書で引き継いでいくということと、引き継がれたということで、町長が申し上げてきましたんで、多分そういう引き継ぎの中で、ちゃんと文書があるのではないかというふうに思っておりましたが、ないということなんで、これはそうすると、書き物なしで、口頭もなしかもわかりませんし、引き継いできて今までやってきたことは、町長自身が判断をして、今のような霧生関にしたいということをやったんですかね。それを先にお答え願いたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。私は、ここで、答弁をごまかすとか、そういうことはいたしたくないという思いでずーっとやってきました。だから多少記憶とか、そういったことで食い違いがあるかもわかりませんが、基本的に私は、ここで、町民の方々をだますような答弁はしてきてないつもりでございます。

その点につきまして、このことは、引き継ぎを受けたと、当然これは、文書であろうがなかろうが継続性というのはそういうことでございますから、私は、ここで、先ほど申し上げたのは、直接前町長からこの霧生関公園、こうなっちゅうからこういうふうにせえというような具体的な話はいただいておりません。そして文書にもいただいておりません。

その中で、先ほど聞いていただいたと思いますけども、担当の職員からの情報、そしてその後、文書が、古い文書が出てきた情報の中から、当初から、霧生関としては残土処理をした後に、公園にするという約束のもとに用地も買収した経過がございまして。そして、御案内のように、公に約束したというのは、いわゆる事業認定、これはこうにするということで、土地買収した。その経過を申し上げ

ました。

ということで、引き継ぎを、きちっと前町長から、こういう形にしてくれということで引き継ぎを受けたものじゃないけども、当然、行政としては、そういう背景があれば、これは私としては、これを仕上げていく責任があるという思いで8年間やってまいったということです。

6 番（中村卓司君）

そしたら町長就任、8年前、そのことについては引き継ぎとして正式にはなかったと。ただ、その文書が出てきたり、事実の関係が経過の中から判断をして継続していった、ということなんで、そうすると、その新しい文書、書き物が出てきたことは、途中まで知らなかったということの認識で、ようございますかね。

それと、職員がそれを隠すわけじゃないと思いますけども、こういう文書がありますよ、という報告をしてなかったということでもよろしゅうございますか。

町長（榎並谷哲夫君）

そういうに、理解をしていただいて結構だったと思います。私が、書類が出てきたというのは、ほんとに、事業認定のいわゆる書式を、これはもうほんとに最近、私、目にしたものでございます。それまでは、いろいろ資料ないかというな話で、いろいろやりましたけど、なかなか出てきぬかったですけども、最後に、事業認定を受けたときの書類を私が拝見したのが、今の書類という話だったら、そういうことです。

6 番（中村卓司君）

担当課長、そのとおりでいいんですかね。で、報告はしてない、最近その書類が出てきたということで、早く報告をするべきではなかったかと、認識、私思いますけれども、担当課長、それでいいんですね。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。霧生関公園（仮称）の工事関係につきまして、産業建設課長、私のほうへは 23 年 4 月 1 日から業務になっております。そのとき、今、町長、事業認定、これは平成 10 年、11 年あたりでございますが、土地収用事業認定、受けておるということは私どもでも、そのとき理解できました。

私は、23 年 4 月 1 日以降担当しまして、そのときに事業認定を受

けておるということを理解しました。以上です。

6 番（中村卓司君）

議長、ちょっと休憩して。聞き逃したけ。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 47 分

再開 午前 10 時 48 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番（中村卓司君）

23 年以降文書があったということで、残念ながらこの中に、その当時の総務の関係ではないですよね。総務課長は、何年からですかね。そのことは承知をしちよったのか、してないか、それ、そして先にお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。私は、平成 22 年の 4 月から課長で、だからそういう意味合いでは、その当時は霧生関が総務課担当でありました。1 年間ですけど、で 23 年から移管されましたんで、産業建設課に。で、私はその土地収用法の事業認定のことについてはですね、先ほどの渡辺課長それから町長が知った時点で私も知ったということですよ。

だから、その 22 年、私が担当した段階では知りませんでした。

6 番（中村卓司君）

何で、こういうふうに進めるかということ、質問の最初の人に申し上げましたんですが、また、この事業というのは、次の町長に引き継いでいかないかんことです。町長も引き継いでこられたかなという意識がありまして、問題があるやったら、次の町長に引き継ぐときに、こういうことで、ということをちゃんと引き継がんと、同じような問題になるという思いで、質問をさせていただいております。

そこでですね、このことを知っちゃう、知らざったという話は置いていてですね、いつも、こういうふうな内容が起こるといふに、今度の監査の報告に対しても出ていますよね。職員の意識のも

うちちょっと高いレベルで仕事をせないかんというふうな、出てます。事務の関係なんかももちろんですけども、初歩的なこともありますけども、こういったミスが、次のことに対して、事業に事件として起きてくるんですよね。それが非常に心配です。

そこでですね、町長のそのお考えを、聞きたいと思いますが、今の立場での町長のお考えを聞きたいと思いますが、この事業は、町長は常に最初から今までの規模の事業にするんだというのは、最初から決まっちゃったというふうな話を、私は理解してるんですけど、町長の意識としては、途中で、ちょっとこう大きい、前の予定よりは大きゅうなったという事業変更をしたというのか、さらざるを得んなのか、最初からそれなのか、そこのへんを聞かせていただきたいと。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。基本的には、先ほど議論をいたしております事業認定というのは、そういう形のものをつくるということで、役所から認定を受けるわけでございますから、当初の形とは若干違うような形になる方向であるというのは申し上げました。これは一つは、社会情勢の変化もございます。これは一つはヘリポート、これを設置したいという思いでございます。これは大きな変更でございます。

そしてもう一つ、テニスコートについても、これは住民の方々から、議会にも請願もいただいてという経過の中で、これも佐川町には、かちっとしたものないので、欲しいということですが、これも一つせっかくの公園ですから、これも設置をしていきたいということで、これは変更の形が、そういうな方向になったというに私は認識をいたしております。

6 番（中村卓司君）

そうすると、住民の声というのは、それを聞いて、今までの形より大きくなったのは、ヘリポートとか公園とかテニスコートということの要望の中から、今までのままじゃあかんので、広い規模にしようというふうになったというのが、住民の声ということで理解、よろしゅうございますかね。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。広くなったということよりも、中身の変更が、当初からの変更があったというふうに理解していただいたと思

ますけども。

なお、広くというのは、これまでのような将来に使い勝手から言って、国道の、いわゆる法面の敷地も盛り上げておりますから、そのあたりを活用しながらということで、若干広まる可能性もあるわけでございます。

これは、きちっと隣りの地権者との交渉が済み次第、きちっと面積も決めて変更をしながら、そして今言ったように、基本的にはヘリポート、それからテニスコート、いうこれが追加された内容で、整備をしていただけたらというに思っております。

テニスコートについては、住民からの、議会もお願いいただきまして、これは住民の声ということでございますけど、ヘリポートは、具体的には、住民から、あそこへヘリポートつくれという声は、具体的にはきてございませんけども、御案内のように、今、東北の地震以降、県もヘリポートの設置については積極的に推進してるというような状況の中で、あそこにもあったらいいということと、それは住民からということじゃなくて、消防署から、ぜひあそこにヘリポートが欲しいという要請も受けた段階の中で、計画を入れさせた経過がございます。

6 番（中村卓司君）

それは、ちょっと違いますか。というのは、その規模が大きくなってるといのは、下に、水槽、池がありましたよね。それをもう、きれいな形であったのに、あれも壊して広げる。広げた理由が、やっぱり手前のままではですよ、テニスコートなり、それからヘリポートなりができる状態ではなかったと思います。

テニスコートについては、住民からの声があったというのは、私も確かにその声は聞きました。でも、ヘリポートのことについては、声がなかったというのも認めていただきました。そのときに、私の質問で、議会忘れましたが、高北病院が新しくなるので、ヘリポートを高北病院の屋上につくったらどうですか、って言うた時に、町長は、それを否定的に考えていました。

個人的にお話をするときには「いいね」という話でしたけども、実際議場になると、「余り、好ましくない」という答えをいただきました。けれども、消防長にしても、消防も高北病院の上にあったほうがいと、はっきり言ってましたよ。

それは、霧生関のところに、患者さんを高北病院から救急車で運

ぶ2、3分の時間でも命にかかわるので、即上がって、即迎えにきて、いくというのが理想だから、消防署は、高北病院の上にあったほうが良いと言ってたんですよ。それを、先ほどの理由からいくと、何か、あそこにヘリポートがないといかんのぞという思いがあった、って言うたけど、それはちょっとおかしいと思いませんか。どうですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。これは、私は、事実を申し上げております。霧生関のヘリポートについての設置は、消防署のほうから当初来てございます。そして、高北病院のヘリポートについては、これは設計の段階で、私も提案した経過がございますけれども、御案内のような形で、いわゆる全体の意見として、無理だと。ヘリポートの設置は無理だと、というようなことで諦めた経過がございます。

そして消防署のほうから、その後も、それは確かに高北病院の近くにあったらええということで、あの近辺も探した経過もございます。その中で、霧生関については、いわゆる国道のそばであるし、これは消防署としても、あそこ、あったらええということが、これは当初の話から来てございます。

そうしたことで、そこへ設置を計画をしておるところでございます。これは、今、高北病院の云々のあれ、若干時間差があると思っておりますけれども、中村議員のおっしゃられることも間違いじゃございませんけれども、ちょっと時間差があると思っております。高北病院との霧生関との、ヘリポートの。

6番（中村卓司君）

確かに、時間差ありましたけれども、確か、私の記憶では間に合ってたと思うんですが。高北病院の2階にヘリポートをつくる時のためだという理由を聞かせていただきたいと思っております。

町長（榎並谷哲夫君）

それは、経過の中で、病院側も、いわゆるあそこには、ヘリポートをやるとすれば、なお建設費がかさむと、そういう理由も聞かされて、やむなしということで、ヘリポートは断念した経過がございます。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

病院のほうから補足説明を申し上げます。病院の屋上への、ヘリコプター着陸できるヘリポートの設置につきましては、この基本設

計の段階で、病院事業運営委員会委員のほかに、外部の消防長さんも含めた関係の方々が入った拡大の、この検討委員会の中でも、議論になりました。

特に、消防長さんのほうから「どうじゃろか」というお話がありました。また、議員の皆さん方と一緒にこの検討会、報告会の中でも議論があったわけでございますけども、最終的には、予算上の問題がありまして、これを断念さしていただいたという経過がございます。

当時、設計事務所のほうの算定では、約 4,000 万から 5,000 というふうに試算をいたしておりましたが、なかなか高額ということで断念をした経過もございます。

6 番（中村卓司君）

予算的なことがあって、できなかったということですが、霧生関を面積拡大するのに、お金がどればあかかりましたか、言うてくださいよ。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。全体の事業費をはじいてございまして、部分的に、ヘリポートの増えたというような計算は、私、今の資料がないので、ございませぬけども、全体の事業費は、工事費から全部含めてヘリポートも含めて約 7 億だというふうに記憶をいたします。

6 番（中村卓司君）

私もそのように記憶をしておりますけども、先ほど、全額がね、町持ち出しのお金ではないんで、7 億、お金が要ったということではないんでしょうけども。交付税算入の関係もございまして、町の持ち出しとしては 2 億弱が、僕の記憶ではあるんですけども。そういうことを計算いたしましても、高北病院の予算を 3,000 万、4,000 万をオーバーしてもできておったということでございますから、そのへんがおかしいというのが、全体的な考え方です。

なぜ、ほしたら、もとに戻します。霧生関の話に戻しますが、そういう問題も含めて、次の町長に引き継いでいただいて、その経過も含めてですね、まだ、全然、実施が全部やまってしまったということではないかと思っておりますので、そのことも含めてですね、ぜひ、引き継ぎをしていただきたいというふうに思っていますが、霧生関の問題で、その境界の問題を解決した。それからあと、火薬庫の問題が残っている。それだけかし、今の問題はありませんかね。引き

継ぐときのこと、こういうのがまだ残っていると、引き継ぎをしたいことがありましたら、お答え願いたいと。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。先ほど来申し上げておりますように、問題となりました境界につきましては理解をいただいております。そして火薬庫につきましても、移転先、これの移転をすることについては、一応、基本的には了解いただいておりますけれども、できるだけ、利便性のいいところに欲しいというのが話でございまして、いろいろな形で各方面へ協議も、それからお願いもしてございます。これが解決しなければ、次へは進めないという状況でございますから、このへんちょっと大きなポイントになろうかと思えます。

そして、引き継ぎの内容でございますけれども、当然、これは今までやってきた経過の中で、いわゆる基本的には、運動公園ということでございますが、なお最終的には、最後の、いわゆる変更、これは開発許可の変更もでございます。そうしたことで、その変更の際に、きちっといろいろ議論をして、ほんとに最良のものであるかどうかということは、ぜひ議論をしていただきたい。そのことは、ぜひ、引き継ぎとしてお願いをしてまいりたい、というふうに思っております。

6 番（中村卓司君）

また少し、話、戻りますけど、前町長からの引き継ぎっていうのは、多分、文書である程度は、細かい小っちゃいことまでなかったかもしれませんが、文書はあったと思うんですが。そういう引き継ぎの仕方に反省も踏まえてですね、ぜひ、次の町長に引き継ぐときには、もうちょっと詳しい内容でですね、引き継いでいただいでいくように、お願いをしておきたいと思えます。

ほかには、問題は残ってないと、霧生関については残ってないようでございますので、順調にっていうような言葉が適切かわかりませんが、霧生関公園、町民のほとんどの方が疑問を感じているということも踏まえてですね、引き継ぎをしていただくほうがよかろうかと思えますので、その点も踏まえて、私のほうからの意見として申し上げておきたいと思えます。

それから次に、街なみの事業につきまして、質問をさせていただきたいと思えますが。青山文庫、名教館、浜口邸、牧野、含めてですね、あそこに全ての、佐川の建物遺産というものが集まる形で、きのうの氏原議員の質問で、素晴らしい建物が集まって、花見がで

きる、町長がやってよかったなあというふうなことになるでしょう、というお話をしていただきました。

まさにですね、だんだんあそこに集まってきますと、それなりの町並みってというのが、こう、ぼんやりでも見えたり、そしてマスコミに取り上げられることによって、お客さんもぼつぼつ来ておるといふようなことが報道されておりますけれども。町長が就任して以来の、これはもう、前にも全然事業がありませんでしたから、青山文庫があっちいたり、こっちいたりしいもって移転費が何千万も要ってということになってますんですが、やっと落ち着いたなあという思いもあるんですが。

最終的に、町長が、あそこの上町の形、理想、こういうことにしたかったかなあ、もうここでいいかなあ、もうちょっとこうやりたかったかなあという思いがありましたら、聞かせていただきたいと思えます。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。上町につきましては、これも、この議場で、いろいろ意見もいただいた。あれだけ金つぎ込んで、どうなった、というような話もいただいた。そういうことも踏まえて、御答弁させていただきますけども。

私は、個人的に、あそこに、その思いがあるとかいうことではなくて、やっぱり今の時代のすう勢の中で、やはり、古いものを大事にしていきながら、それをぜひ、将来に生かしていきたい。残しながら活用していきたい。これが、歴まち法の基本的な精神であるという、それを踏まえました。

そして、その以前に、いわゆる旧の青山文庫、これは、私の記憶では、今の郵便局の跡にあったものを、上郷に移築したと。もとを正せば、須崎から佐川へ来たという経過があるようでございますけども。そうした歴史の中で、私の任期中には、上郷から上町へ。その経過の中で、議員さん御承知の方もおいでだと思いますけども、中学の移転が決まったときに、さあ、それを移築しようということで、実は、上町の一部こういうになったところへ、今の現在のところへ計画をいたしましたけども。そのときには、議員の皆さんから、それはちょっとどうなら、と。その上町へ、そんなもん運んで、人が来るかというような意見もございまして、若干、一時休止をした経過がございます。予算を組ましていただいたけども、それを執行

せずに終わった経過がございます。

その後、平成 20 年になりまして、昨日もお話を申し上げましたけども、国の法律に基づいて、国からも補助がいただけるということ踏まえて、旧の青山文庫も上町に移築したと。

そしてもう一つ、浜口邸。これはもう大きな予算が要りました。これは買収させていただいたわけでございますから、1 億 1,000 万余金でございますけども。この浜口邸の残す背景というのは、実は、前、前の高新の支局長さん、これは藤枝さんという人でございますけども、その方とお話するとき、彼は、神奈川の出身の、都会の出身でございます、それを最初に見たときに「あれはいいね」と、あれ何とかやっぱり活用したらどうかという、そういうこともいただいて、「あ、都会の見る目というのは、そういうところもあるかなあ」という、そんないろんな思いから、あそこを、ぜひ浜口邸も残していきたいということでございまして、それは持ち主がありますから、持ち主に最初当たったときには、とても、それは先祖のものを売るわけにはいかんというような経過もございました。ただ、回を重ねるうちに、御案内のように、あそこは非常に古びて、とても個人的にはもうこれ以上管理は無理という、そんな経過もございまして、快く引き受けていただいて現在に至ったということでございまして、これは、そういう歴史の背景の中で、私はやっぱりあそこへ残してよかったなあという、これは自己満足じゃございませんけども、周囲からも、大変「古いいものが残ったねえ」という声も、私、直接聞いておりますので、これは非常に、町民の皆さんにも大変御支援もいただきましたけども、これは残してよかったなあというに思っております。

そしてもう一つ。これは、牧野富太郎の生家の再現、これは、復元ということにはならんようでございます。これは、歴まち法の中にも若干入れささせていただいた経過がございますけども、そのときも、文科省のほうが大変厳しくて、復元じゃないと。というのは、資料が何にも残ってないわけでございます。今の形は、写真を参考に、これはもうそのまま、まねしたわけじゃないんで、参考にしたものを、ある程度、雰囲気を生かしたもので設計屋さん頼んで、そういう形になりましたけども。これも、昨年が生誕 150 年記念にしまして、確かに、爆発的に人が来るということはないですけども、それでもやっぱり、私時々のぞいてみますけども、きょうは

8人来た、9人来た、団体が10人来たというようなことで、従来よりもやっぱり来ていただくと。特に、牧野富太郎のファンというのは、全国に散らばっておりまして、このお方たちの、やっぱり評価もいただいておりますということでございまして、これも一つ、節目としてはよかったかなあというに思っております。

そして名教館でございます。名教館は、御案内のように、ほんとのもとの所在は、御案内のように、今の東元町、高知新聞社の支局の前に碑が建っておりますけども、あそこでもございまして、これも文科省がなかなか厳しゅうございまして、もとの位置へ返さんものは、いわゆる移築は、補助の対象にしてないということで、実は、歴まち法のメニューに入っておりません。この名教館につきましては。その後、尾崎知事が就任して以来、産業振興計画、これも観光に非常に力を入れるということで、これの県の補助もいただくようになりまして、上町へ移築ということになりました。

その前に、実は、用地も若干問題もございました。もとの地権者、越知の方でございますけども、もともとは、あそこに在住した方でもございまして、これも何回か足を運んで、協力をいただいてあそこに移築したということで、結果的には、あれへ、名教館はもとの場所ではないですけども、あの周辺に古い建物がある、それから司牡丹の蔵が残るということで、私は、やっぱり一つの成果があるんじゃないかというふうに考えておりまして、今、名教館は、建築中で最中でございますから、まだ姿は見ておりませんが、あそこにきますと、一つのまとまった形での風景ができるんじゃないかというに思っております。

そして、昨日は、氏原議員からもいただきました、奥の土居の牧野公園の桜、これは大変、今、みすぼらしゅうなっております。非常に、私も何回か批判、「桜、ないじゃないか」というような批判も受けながら、今、高知新聞の桜だよりも、もうこの2、3年書いていただいております。今まではずっと「牧野公園、桜だより」というのを書いていただいておりますけども、今、書いていただいております状況でございますけども、これも、皆さんの御協力をいただきまして、あそこに、山桜系を中心に植樹をいたしまして、恐らく5年、10年たちましたら、何とか形が見えるんじゃないかということで、これはボランティアの方も含めて、今、整備をいただいております、これも一つ牧野富太郎にちなんだ、いわ

ゆる公園、植物園というな体をなしていきたいと、そんなことを思いながら、これもぜひ、次期の町長さんには引き続いて、その整備そのものをお願いをしたいというに考えております。

そしてもう一つ。一番、私がこれからお願いをしていかないかんののは、入れ物はつくらしていただきました。で、あとは、それをいかに住民の方々とともに、行政が力を入れて、これを活用して、これはものの言い方が悪うございますが、多少お金が落ちる、そしてそこに少しでも若い者が働ける場所ができる、例えば、ものを売するようなことを開発して、それでもものをつくる人を雇えるような、そんな形のものができれば、非常に私としてもありがたいなあというに思っております。そういうことを踏まえて、次期の指導者には、引き継ぎを、ぜひお願いをしていきたいなあというに考えております。上町につきましては、以上のような思いで取り組ませていただきまして、今後、ぜひ、そういう精神で、次の指導者には引き継いでいていただきたいというに思っております。

この議会で、観光協会の、いわゆる管理者委託の問題も議論していただきますけども、ぜひ、そういうのを活用しながら、昨日も話がございました。NPO法人のくろがねの会、そしていろいろな形で、今、町の皆さんが苦勞をしてイベントを重ねて、町を元気にしようという動きもございますから、そういったことを踏まえて、上町だけじゃなくて、やっぱりそれを中心にして、佐川町全域へ広げていくような形のものができたら、私も大変うれしく思うわけでございます、そういうことも踏まえて、ぜひ、継続的にお願いをできたらというに思っております。以上です。

6 番（中村卓司君）

一つの事業をするには、全員が賛成して、シャンシャンシャンというのは、もちろんいかんわけで、新しい事業をするについては、抵抗勢力っていう部分の意見がたくさん出るのも、当然でございます。

ただ、それを乗り切って、やれるのは、首長であります町長がですね、最終的判断をして、少々の反対があっても、こっちの方向でいくぜよっていうふうにならんとですね、新しい事業もできないと思います。そういう意味では、私も余りいい事業ではないというふうに議会で申し上げましたけれども。

事業をするにはですね、やっぱりそれは反対意見というのも、当

然あると思いますし、でき上がった時点で、やっぱりやってよかったというふうになるかもわかりませんが。まだ私も、ちょっと疑っている部分もありますが。といいますのは、よその、この町並みの風景っていいですよと、大変小さい規模で、お客さんが来るかなっていうと、中途半端なお金をかけてやってしまったなというふうなこともあります。

それと、町長もあれだけで全部、人が来るとも思っていないという意識もありますでしょうし、これからですね、どういうふうなこと、あるかという思いを、次の町長さんに引き継ぐ。例えば、司牡丹との連携があるでしょうし、あそこでやりゆう今度のお祭りも、森議員からも質問ありました。ああいうのの助成、それから執行、行政からの後押し、そんなもんも含め、観光協会を含め、そしてそういうふうなことが、みんなが一体化をしてやっていけるといいうふうなことにならないかと思っておりますので、そういう思いもあると思っております。

町長が、これは別に私が悪気で言うわけじゃないですけど、先にお答えをいただいたんですが、実は、町長は昔、子供さんのときに、あそこに住んでおられたんで、昔なつかし郷愁っていう意味も含めて、あそこの町の復元っていうものも、思いもあるかなあというふうに質問しようかなと思うたら、そういう気持ちじゃないと、先にお答えがいただきましたので、多分、そういうふうな方向だと思っております。ただ一つ、汽車のことが、前にもお答えいただきましたけども、再び、その汽車のことについての引き継ぎ、次の町長に、こういうことがあるので、汽車を持ってきてもらいたいみたいなことの引き継ぎがなされるかどうか、そのへんを聞いてみたいと思っております。

町長（榎並谷哲夫君）

これは、私、ちょっと答弁の中で、このことも触れなければいけませんけれども、ちょっと抜けておりました。大変ありがとうございます。

汽車につきましては、御案内のように、これは私は、旧の青山文庫と一対だと、一対のものであるというにずーっと思っております、これは、今のJR、前の前の社長さんだと思いますけども、そこにも交渉に行きまして、ぜひ、貸してくれというなこともお話をした経過がございます。

私としては、若干、これは正直申し上げましたけども、執行部の内部でも「あれ、ちょっともったいない」というような意見もございまして、私も気が弱いから、あんまりこう強うによう言いませんけども、ぜひ、この汽車については、青山文庫と一対と。これは田中光顕の歴史的なものでございますし、また、確かに多少のお金はかかりますが、全国的にあの古い車輛も3両しかないという話も聞いておりますし、鉄道のマニアも、全国には数おるとすれば、ひとつぜひ、私としては、次の指導者の方には、これも含めて完成をさしていただきたいということは、引き継ぎをさしていただきたいと思えます。

6 番（中村卓司君）

ついつい、寝た子を起こしたかなという感じがあり、私も汽車のことに對しては、ちょっと少し疑問を感じておりまして、引き継ぎをどうなされるかという心配もありましたので、質問さしていただきましたんですが。

執行部幹部の皆さんも、それほどお金をかけてやらないかんことじゃないんじゃないかと。しかも、こちらのほうに持ってくるには、設置場所は、全部、囲うてしもうて、見えんような状態になるということもありますので、それから向こうから運んでくるという方法も、大変、運賃というか、輸送賃がかかるようにも聞いております。したがって、それほどに、というふうな思いもありますけれども、町長は、ぜひやってもらいたいというふうな意向でございまして、次の町長に、それなりの引き継ぎ方をさせていただくように、お願いをしておきたいと思えます。

先ほどから聞いてみますと、大体あれで、今の段階で、上町の事業についてはほぼ完成かなっていう思いを、私は、聞きましたんですが、それ以上のことは、後は中身だというふうなことをおっしゃいましたんで、中身につきましては、それほど予算が伴うものではございませぬので、そういう引き継ぎ方がベストかなあというふうに思いがありますが、そのことで構いませんかね。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。第1次につきましては、これは、今、歴まち法の認証が25年、5年間でございまして、ことしで一応、認定した期間としては、一応終わるわけでございます。その後、国のほうからも、引き続いて、延長したらどうかという、そういう御意見も

いただいております、今、それを、引き継ぎの検討もさせていただきます。

というのは、一つは、大きなものは、一応1次で済みましたが、あと、御案内のように、司牡丹の酒蔵が大変古びてございまして、これも、司牡丹と協議してございますけど、今の司牡丹の資力ではなかなか自力では修復ができないというなこともございまして、ぜひ、歴まち法を若干延長していただいて、その中で、検討していただいたらどうかという思いで、内部ではちょっと検討をさせていただきます。まだ表へ出てございませぬけども。国のほうには、そういう協議はさしていただいておりますということで、たちまちお金が要するという話ではございませぬけども、一応、歴まち法の延伸をお願いしてはどうかという思いはございます。

あと、中身でございませぬけども、先ほど申し上げましたように、これは観光協会を中心にしまして、ぜひ、それぞれの、例えば、とかの元気村NPO法人、それからくろがねの会NPO法人、それぞれでございますから、これはもう強力な連携のもとで、ぜひ、いろいろな形で協力しながら、発展をしていっていただいたらなあというふうに思っております。

また、観光協会のほうも、若干の町からの援助も必要でございますけども、これは観光協会のほうには、ぜひ将来には自立をして、ぜひ運営をしていっていただくようなお願いもさせていただきますし、そのことも踏まえて、次期の指導者には、引き継ぎをお願いしたいなあと思っております。

6 番（中村卓司君）

わかりました。3月議会ですか、私、発言をさせていただいたときに、名前を出すと、大変支障がありますけれども、司牡丹というのは、佐川町にとっては宝でございます。それも会社でございませぬので、ある意味、経営というものが心配されるという部分が、心配というのは、こちらからの心配をする部分で、南国市の一企業みたいになってもですね、いきませぬので、そういったことからですね、ある意味側面から応援をするという意味を、大げがのない時点からですね、応援をするというのは、大事なことやと思っておりますので、そのこともぜひ、引き継いでほしいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に移りたいと思っております。

高北病院のことについて、お聞かせを願いたいと思いますが、きょうは全て町長の思いだけを聞くようなことで、マンツーマンになりましたけれども、もう一つ、お聞かせを願いたいと思います。

高北病院、新しくなりまして、事務長も大変頑張っておられます。そして私たちの会の中でも、新しゅうなるやったら、ここをこういうふうに、こういうふうに、こういうふうにと、改善と。特に、看護婦さんを含め、先生のこと、いわゆる患者さんに優しい対応っていうものも、建物が生まれ変わっても、さらに努力はしていただいていますけれども、さらに努力をしていただいて、中身の分も、濃ゆく、厚く、手厚くというふうなことの病院になったらという心配をしていました。

そのこのへんについての思いもですね、町長にあるかと思いたいで、町長に、その話を先に聞かせていただきたいと思いたい。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。高北病院につきましては、ほんとにこれ、耐震工事を進めるに当たって、大変急いで、私も立ち上げさせていただいて、議会の皆さんにも、いろいろ御心配もいただきました。また、住民の方々にも、急いで住民説明というな形にさせていただいて、おかげさまで、何とか目標の期間までに一応完成できるという運びになりました。

現在のところ、大変患者さんには、通院で迷惑をかけております。これは一つは工事中でございまして、玄関は、もう既に新しいところに移っておりながら、駐車場がまだ旧の建物という形で、非常に不便をかけておりまして、この暑い中で、あの急な坂道を、ほんとにお年寄りが上る姿を見たときに、大変胸も痛む思いがいたしましたけども、いつときの辛抱してくださいと、私も声をかけた経緯がございまして。

そういうことで、ほんとに、中へ入っていただきましたら、前の病院とはまた様子が随分違いました。廊下も広いし、明るいし、というなことで、患者さんにも、そして職員の、あそこで働く皆さんにも環境のよくなったことについては御理解をいただけるかなというふうに思っております。

そしてもう一つ。これはやっぱり病院ですから、患者さんとともに歩いていくという姿が大事でございまして、そこにはやっぱり、単なる医療の行為だけじゃなくて、やっぱり心が通じ合えるような

お互い職員同士、あるいは医師と看護師、そして医師と患者、看護師と患者の皆さん、そして受付をやっていただいております、いわゆる今委託をしておるわけでございますけども、会計のやり取り、そういったこと、総合的にやっぱり多少時間がかかっても、「ああよくやっていただけるなあ」と、そういう心の通じ合えるような、ぜひ病院の形にさせていただきたいし、そして、医師の確保、これは私も8年間ずーっと身をもって非常に危機感を感じて、今でもやっぱり医師が少ない状況でございますけども、それでもおかげさまで、院長以下、皆さんの大変な努力、大変苦勞されておると思います。院長は、管理者も含めてやっていただいておりますので、大変苦勞されておると思いますけども、その苦勞のかがあって、大変信頼を取り戻したというに考えております。

そしてもう一つ、看護師さんの患者さんに対する対応も、昨日もちょっと聞きましたけども、昔は、「こう言えばちょっと」と。今は、ほんとに優しゅうなったという声も聞きまして、そういうふうな状況で、やはり入れ物だけじゃなくて、やっぱり中身も、状況を変えていっていただきたい、そしてこれ以上に、お互いのその心の通じ合えるような病院になっていただいたらなあというに思います。

そしてもう一つ、やっぱり、中核の病院ではありますけども、やはり総合的に、誰でもやっぱり、何でも相談できるような、そういういわゆる大病院の専科じゃなくて、やっぱりそのケアミックスといえますか、そういうな方向にもやっぱりぜひ重点を置きながら、医師が総合医、いわゆる昔でいう風邪もけがも、何も直すというな、そんな形のを、ぜひ充実していただいたらなあというに思います。

そしてもう一つ、これは日高あたりからの、緊急時には、救急指定病院になっておりますけども、やっぱりこの地域の中核的な、災害時には、ほんとに力になるような、そういう体制も日ごろから構築するような形のものも、もっていただいたらなあというに思っております。

いずれにいたしましても、私は、この佐川町立の高北病院というのは、この地域の、いわゆる安心のとりでとなるような形で、ぜひ発展をしていただきたいなあというに思っております。それには、何はともあれ、今、喫緊の課題は医師の確保だというに思っ

ておりますけども、この医師の確保については、なかなかやっぱり、今、我々、一自治体、一病院だけでは、なかなか対応仕切れない部分もございます。

県もいろいろな形で、援助をしてございまして、これは奨学金制度とか、いろいろな形でやってございまして、これも時間がかかるとは思いますけども、やっぱりやがてはそういう形で、力になっていただけるんじゃないかというふうに思っております、ほんとに息の長いことになりますけども、医師の確保については、今後とも、議員の皆さんも含めて、ぜひお力添えをお願いをしたいなあというふうに思っております。以上でございます。

6 番（中村卓司君）

わかりましたですが、例は少し違いますけれども、高知県の学力が上がった。教育長のほうから、きのうの質問でもありました。きょうの高知新聞にも出てました。これはなぜ上がったかという、尾崎知事が就任をして以来、高知県の学力の低さにですね、唖然としてですよ、教育現場に非常な命令を出してですね、その結果が今、出てる。というのは、最終的な答えだと、私思ってます。

ただ、その強力なリーダーシップが、ある程度教育現場では、いささかの問題を起こしているのも聞いていると思います。そういう学力だけの教育では、本来の教育ではないよ、っていう部分があって、現場でもとまどいながら、先生業を営んでいる、営んでいるというか先生をやっているっていうのが、ある話に聞きます。

けれども、学力が上がったっていうことは間違いのない話で、これを高北病院に当てはめると、行政の、やっぱり全適でございますけれども、院長にだけ、そのことの荷をかけてもいきませんけれども、行政のほうから、かなり強い行政指導、それがお医者さんなり、看護師さんなりに働いてこそ、緊張感を持ってやれると、いうふうなことがないと、できないと思います。

不思議なことに、私たち患者の立場でみますと、結構高知市の公立病院というのは、割と看護婦さんという対応がよくて、地方へ行くといいますかね、地方の公立病院は、まだそこに追いついてないと。そこで比べるのは、地方としては、民間病院の看護婦さんなり医師なり、いうごとに比べるんですよね。そうすると、あそこはどうかなっていうふうな意見が、まだチラホラ聞きますし、待ち時間、私の知ってる方にも聞きましたが、改善されてもなお改善されてな

いぞ、と。まだ長いこと待たないかと、いうことなんかもあってますし、そのことが、医療の関係に、簡単にするっていうことが、短くすることは簡単にするということが、いかがなものかとは思いますが、それ以外の方法で、何らかの方法で、短くできるような方法がありはしないかという、企業努力をしているのかなっていうことに疑問を感じる町民の声もあります。それは事実です。

だから、新しくなったんで、せっかくやからという部分で、事務長さんにもお答えを多少は聞きますけれども、その答えは私、要りませんけれども、なお、先ほど言った教育現場での学力を上げるという実績が上がった中には、かなり執行部のほうが厳しい働きかけをしてるというのが現状だと思いますので、ぜひですね、そういう働きかけを、どう言いますか、手を抜くではないですけども、十二分に以上にやっていく働きかけが、お願いをしておきたいと思いますが、町長もその引き継ぎがあるかと思いますが、事務長のほうから、それお答えがいただければ、ありがたいと思いますが、いかがでしょう。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

ありがたいお話を、まことにありがとうございます。町長のほうからもお話がございましたように、患者さんの気持ち、思い、そういった気持ちを敏感にかぎ取ってですね、患者さんと接していくことができる、そういう職員にならなくてはいけないと思ってます。今まで以上の医療サービスが提供できますように、新しい建物に負けないように頑張っていきたいと思ってますし、私、事務方のトップといたしまして、院内のほうへ周知方を徹底してやってまいりたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

6 番（中村卓司君）

ぜひ、よろしく申し上げます。

それでは、次です。ごみの処理の談合問題。いろいろ言われまして、あと、私どもとしては、高松高裁の結果どうなってということが、まだ判明してないもわかりませんが、進展してないかもわかりませんが、進展状況があるようでしたら、お答えをいただきたいと思いますが、いかがですか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。この裁判につきましては、一応代理人でお願いしてございまして、高松の高裁に先月の 22 日に、第 1 回の公判

が開かれまして、それに職員も出席をいたしております。これはまだ結果が出るという話じゃございません。ちょっと時間がかかるというふうに認識をいたしております。

6 番（中村卓司君）

6月議会にも、ちょっと年内には無理かなというお答えもいただき、ひょっとその間に進展があつたかなあとお思いましての質問でございましたが、そのことも踏まえてですね、勝った、負けた、つていうことに結論は、最終的になろうかと思しますので、そのときの対応も十分に、次の町長に引き継いでいただくということをお願いをしておきたいと思ひます。

次にいきます。黒岩地区の水害の地区が河川改修含めて、いろいろ御努力をなされているようで、きのうも課長のほうから報告がございました。農業関係の質問に対してございました。いわゆるその河川改修だけではだめですよ、基盤整備も一緒にやりましょうという話でございますが、今、組織ができて、ある程度動き始めたんですが、あと判をもらったりしているんですけども、町としてのバックアップ、をどの程度、どこまでやっていただいてというふうな希望があつて動いていただけているのか、そのへんを聞かせていただきたいと思ひますが。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。この柳瀬川の、特に下流域の浸水につきましては、これはもう私も町長になってからも、なる前から、あそこへ、現地へ運びまして、大変苦勞されておるといふのは、ほんとに認識いたしております。その後、いろいろな手段といふか、隣の越知町とも密接に関係ございますから、今の吉岡町長とも諮って、お互いに協議会をつくつたといふふうな状況でございます。

そして、まず、その8年間。進展といふのは、具体的なものはございませんけども、それでも、県のほうは県のほうで、今の、現状の改良についての、もう既に、来年度あたりから、補助事業の事業化がされるというに、私、認識をいたしておりますけども、まあまずそこへ、1点はそこへ。

そして2つ目は、先ほどお話もございました。もう全体の中で、圃場整備も含めてといふ話もございまして、これはもう大変、一度頓挫しておりますので、大変厳しゅうございますけども、その後、社会情勢も大きく変わった経過もございまして、これも慎重に踏ま

えながら、対応していかなければならない。これはあくまで、やっぱり行政としては、積極的にかかわる必要があるかと思います。これは県営にしる、国営にしる、これはかかわる必要があると。圃場整備ということになりますと。これは、農業の基盤整備の絡みもありますし、当然、治水にも大きく関連しますので、これは、これから、もう本当に真剣に、具体的に検討していかなければならないというに思っています。

もう1つ。先ほど、国が、仁淀川の、いわゆる30年治水計画というのを策定するために、いわゆる地元の住民の方々の意見、そして我々行政の意見、それを2回くらい開きまして、その骨子をつくったわけです。そのときに私が、国のほうにも申し上げたのは、ぜひ、30年の計画の中に、国としては直轄の部分をたてりに書いてございます。いろいろ、防災対策とか、地震対策とか、いろいろ書いてございます。けども中流域については、これは直轄ではないので、具体的な記述がなかったわけでございますけども。その中で、ぜひ、いわゆる常時浸水する、農地とはいえ浸水するところについての将来、何らかの、やっぱり記述が欲しいなあということを、これは私のほうからもお願いをしてございまして、そういう、あらゆる方向から、私、時間がかかるとは思いますけども、やはり地元の行政としても、常に、このことについては発信をしていく必要があると。それはもう常に感じておりまして、ぜひ、このことも踏まえて、また、次期になりますけども、引き継ぎは、ぜひ、お願いしたいなあというに思っております。

6番（中村卓司君）

2週間、3週間前になるでしょうか。地元で世話をしている方が、町長がやめられる、で、次の町長さんになる、誰かわからんけれども、それをまた1から説明せな、大変やなあという話もチラッと聞いておりましたので、そんなことはない、それなりの引き継ぎをしていただける、というふうな話もしていただいたんで、少し安心をしているようでございますけども。しっかり引き継ぎをしていただいて、県、国の計画なり、そして要望を住民の皆さんと一緒にですね、事業をしていただけることが続いていくように、引き継いでいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、基盤整備とか先のこと、それからその30年の国のことについてもですね、しっかり引き継いでほしいと思っておりますので、よろ

しくお願いします。

次に移ります。地場産業の産物のトップセールスマンということで、町長は、氏原議員の質問の、あの紙の中にも書いてございまして「ええ言葉やなあ」と思うて、ぜひやっていただきたいというふうに思っていました、が、やない、思っています。そこでですね、今まで、その公約、トップセールスマンとしての役目は果たしてきたかな、という、ちょっとお答えも聞きましたけども、そういうことで、こういうこと、事例があったら挙げていただいて、今の思いをですね、聞かせていただきたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。これは、トップセールスマン、非常に格好はいいわけでございますけども、じゃあその何を売っていくかというのは、大変でございます。まず、佐川町を売ることが大事かということで、これは文教のまち、歴史、そういったものを踏まえて、宣伝をしていきたいというふうに思っております、あらゆる場面で、そういう発言はしてまいりました。

そして、これ、ものを売るといのは、大変厳しゅうございます。まず、佐川町には、いまだに、ちょっとあれですけど、売るのがほとんどございませぬ。梨とかイチゴとか、そういう非常に既存のものございませぬけども、これは販路が大体決まっておりますんで、これのブランド化ということも、私も思っておりますけど、なかなかやっぱ厳しいものがございませぬ。

その中で、地場産品でいきましたら、農産物は、特定のニラとか、非常に頑張っておられて、これは、ちょうど、町がそれを売るといのは、なかなか難しゅう感じました。これは、JAという組織、そういったものございまして、それから産直という、今のはやりのこともございませぬから、なかなか町としての、具体的にものを売っていくといのはないですけども。

私は、この中で、佐川のお米を宣伝をしたいという思いもございまして、これも功は奏しておりませぬ。決して、その思いが通じたわけじゃございませぬけども、名古屋の県人会を含めて、いわゆる尾川の清流の、これは限定して悪いですけども、尾川の清流、いわゆるきれいな水で、それできれいな里で、そして棚田で、そして自然の乾燥、これは稲木、そういったものを特殊な条件で売ったらどうかということで、この2、3年、名古屋の県人会、これは会長さ

んも佐川の出身ですから、時々、注文をいただいております。これも、これから観光協会のほうへも引き続いていっていきたいなあというに思っておりますけども、功を奏したわけじゃございません。

そしてもう一つは、申し上げましたが、酪農。町内にも酪農家が5軒か6軒ございまして、結構、乳牛が産出しております。けど、そのほとんどが、町外へいっておるようでございまして、これを何とか、地元で消化できないかというようなことで、御案内のように、県の産業振興計画の中で、ちょっと補助もいただきまして、「ぢぢち」というネーミングをいただきまして、これも、あちこちへセールスを、私もしております。大変、味がいいということで、評判は高うございますけども、ただ、生乳での売り上げというのは、…れております。これを、ぜひ、二次、三次、六次に、発展さしていただいて、せめて、頑張っておられる酪農家の皆さんが、町内で全部消化できたらいいなあ、そんな思いで、これも頑張ってきたところでございます。

そしてもう一つ。これは大変、今、厳しい状況でございます。これは、日本酒というのは、もう全国的に、大変低迷をいたしております、唯一、私は常に、佐川町の産業としては、司牡丹しかないなあということ、町内外に申し上げておりました、これの売り上げ、これは個人の企業を応援するという事じゃなくて、やはり、かつて司牡丹には、従業員が60人もおった時代もございました。それが今、もう恐らく30人以下になっておると、これが復活するということになりますと、大きな、やっぱり雇用の場にもなると。そんな思いで、ぜひ、地酒ということで、そういう宣伝もさしていただきました。

これが、トップセールスの、今、役目かといったら、そうでもないですけど、やっぱり、せめて、こうしたものを踏まえて、佐川町を前面に売り出していきたいというふうに思っております。

最後は、やはり、議論をいただいておりますように、上町を中心にした佐川のよさ、これを観光に結びつけて、それから、ものをつくり、そのものが売れる、そして観光へ来ていただける。そういう方向に、ぜひ、発展をさしていただくように、私のできなかったことについては、ぜひ、次期のリーダーの人に託していきたいなあという思う、以上でございます。

6番（中村卓司君）

お答えがいただいたとおり、言葉はトップセールスマンということで格好いいんですけど、なかなかこれをやるのは至難のわざで、やろうとしたら、先ほどお答えがいただいたように、一部の企業だけやからあかんとかいう、またマイナスの要素もできますし、俺んところもやってくれとかいう、出てきます。

ただ、全国的に見てみますと、町長さんの立場、首長さんの立場でやっておられる方も多少はおるんですけど。例えば、講演会に呼ばれて、おいでる首長さんがおいでたら、必ずその、例えば山形やったらサクランボ、サクランボを下げて、パックにしてみんなに配ったり、ジャムにしたものを配ったりっていう、常にそのことだけをセールスをしてるっていう方が、ぼつぼつおるんですけど。佐川町にとっては、司牡丹がある、司牡丹を、いっつも提げて配るわけにもいきませんが、そういった意味でもトップセールスマンで、いっつもこう会場の立場で、その名前を出すとかいうふうなことだったろうと思いますけど、大変難しいと思います。

この間、議長会の講習会のときに、町長も、講演会するとき、行ってましたよね。あの講師の方がですよ「手づくりをしゅうちはお金にならん、機械を入れてやらん金にならん、機械を入れるには、行政が動かな、金がない」言よりましたよね。で、行政から金を出してもろてか引き出すかにして、それで機械化をし始めて、初めて成功するんだという、ごっくん馬路村の、あのごっくんの例も、話していました。

確かに、そのとおりだと思います。僕が町長に、口汚うに「まずセンスがないね」ってよう言いますけど、そういうセンスが、残念ながらなかったと思うんです。トップセールスマンという意味での、一生懸命自分がやろうという姿は、大変美しくて頭が下がる思いですけど、そういった意味で、上町のことについての情熱と、この地産地消産物に、トップセールスマンとの情熱は、多分、上町のほうが高かったと思います。個人的に、今8年を振り返って見ますと。それと、ある意味、言葉は悪いんですけども、センスがなかった意味での欠点が、ここで出てしまった。

で、あそこの、馬路村の場合は、東谷という若い青年がおって、どんどんどんどん引っ張っていく、地域の町会議員、村長まで引っ張って行って、公認飲料の名前も、僕もあれ、本で読んだことがあるんですけど、ちょっとあの人の答えとは違うがやけん、飲み会

のときに「東谷、いつ公認したや」言うたら、「今、お願いします」みたいなことを言うて、「ほんならええわや」っていう話になったらしいことが事実らしいんですけど。そういった人がいて、引っ張っていき、そのことに対して、行政が経済的に援助をする。その目先、発展が何であるかっていう部分を、しっかり見つけるっていうことが必要だし、それを生み出すっていうことも必要だと思うんです。それが欠けていたと、残念ながら思います。

そこで、もう引き継いでほしいのは、そういった意味での、いわゆる反省に立って、今まで、少しできなかったという思いもあると思いますので、そういった意味での、視野を広げていただく意味での資金も、ぜひ次の町長にはですね、出していただくような方向性を、私のほうからお願いをするという意味で、町長にも、そういう話を聞いてほしいというふうに思ってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これは、あとお答えは要りませんけれども。お答え、ないと思いますから。以上にさしていただきたいと思います。時間は、どればある、あと。12時になったらやめますから。議長、心配、心配というかあれをせんように、もう12時になったらやめます。

それではですね、次の質問に移りたいと思いますが。副町長の不在で、現在いるわけですけど、その点についてのもですね、行政に対しての支障がないか、という心配をしておりますが、副町長の在任期間の役職、肩書きといいますか、どんなものでやられておったかというのを、まず、それを聞かせていただきたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。副町長が委員会、もしくは外部団体等の役員をしていたことについて、ちょっとお答えを申し上げます。

一つはですね、高知県副町村長会の理事、そして、佐川・越知・日高広域シルバー人材センターの副理事長、高知県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会会員、高知県防災行政無線連絡協議会会員、仁淀川地区副町村長総務課長会構成員、佐川町青少年補導育成センター運営委員会委員、佐川町青少年育成佐川町民会議副会長、それから佐川町奨学資金制度審議委員会委員、佐川町営住宅入居者選考委員などで、ほかにもあろうかと思いますが、私が把握してるのは、こういうことであります。

6番（中村卓司君）

そこでですね、町以外のことは結構なんですけど、町の関係で、役職の中で、欠となられたことによる支障というのがあれば、聞かしていただいたらいいし、支障がなければ。

総務課長（岡林護君）

この辞職によって支障があったかどうかについてはですね、当方で判断できる問題ではなくてですね、それぞれの委員会とか、もしくは外部団体等が御判断されることですので、当方の意見は控えさせていただきますが、なお、現段階ではですね、支障があった等のお話は聞いておりません。

6 番（中村卓司君）

それで、もう、欠という形で、誰かが代役をしている、例えば副町長の判が要るのを、町長が全て責任を持たれているようなことがあったら、聞かせてもらいたいと思ったのですが。

総務課長（岡林護君）

まず、それは事務決裁ということになるろうかと思うんですが。いわゆる副町長が、いわゆる欠けた状態になっております。欠けたというのは、例えば、不在というのであれば、出張とか、もしくは休暇等でですね、一時的に不在ということになりますんで、その場合は、その担当課長が代決するということになりますんで、現状は欠けた状態になっておりますんで、代決ということはありません。そのためにですね、特に影響が生じていると考えられるのは、支出負担行為及び支出命令等であります。

これは、事務決裁規程の第5条に、副町長の専決事項ということで規定がございますけど、その同規定では、2千万円以下の支出負担行為とは、副町長が専決できることになっておりまして、その額を超える決裁は町長が行う、と。これは、副町長がいる状態の場合は、そうなるということです。

従来はそういうことでしたが、現状は先ほども言いましたように、欠けた状態になっておりますので、全てですね、今、課長の決裁権限は50万円以下です。で、50万円を超えるものは全て、町長が決裁している状況になっていると。だから、相当数のですね、決裁が増えてきているという状況になっておりますが、ただ、これについてはですね、別に、町長からは何もありませんけど、ただ、相当な負荷に、決裁に関してはですね、負荷になってる状況ではあるというふうに、私は考えております。

それからあと、収入に関してもですね、収入調停も、確か、副町長が3千万円以下までの決裁で、町長はそれ以上になるわけですけど、現状は、一切、欠けた状態ですんで、極端に言えば、100円の収入でもですね、町長決裁になるということになってますんで、収入調定でですね。そういう面でも、決裁は増えているという状況ではあります。

6番（中村卓司君）

町長、大変やと思いますけど、公務に、自分の、町長としての公務に支障を来すような状態じゃないんですかね。

町長（榎並谷哲夫君）

私が町長になって、副町長が不在期間が、確か、三月、最初に三月、今度また終わりに三月ですから、これは、支障がないとは言えません。ただ、今、総務課長が説明したように、ほんとに決裁が大変でございます。50円、10円から、収入の書類については判を押すということになってますんで。

ただ、6月17日に退職されてから、もう既に3カ月経過しておると思いますけども、今、何とか、何とかです、やらせていただいております。

6番（中村卓司君）

支障を来してなかったら、おる必要はないんで、支障を来しちゅうということで、大変ですけども、ひとつ町長の今の期間、頑張っしてほしいというふうに思っております。

それでは次にいきます。3番目の質問、教育長の職務についての質問をしたいと思いますが。議長に、くれぐれも失礼のない発言をしてくれと言われておりますので、けれども、議会は、言論の自由なところもありますので、私自身の良心に訴えて、失礼のない質問をさせていただきますので、その点を、御了解をお願いをしたいと思っております。

時間がありませんので、もう、まとめて言いますと、今の現職の町長に指名を受けながら、議会で承認を得て、教育長になられたわけですけど、教育委員会というのは、独立をした機関で、予算の關係を持たれている關係で、少し、齒がゆい思いもあるかもわかりませんがけれども、榎並谷町長の下でやられてですね、どういった感想を持たれているのかということをもつと、これは、特別、私がお願いとかあれするわけではありませんけれども、歴代の教育委員長の

中でも、何人かはですね、町長がかわったらですね、伺いを出したりする人もおりました。けれども、それは全然、期間がありますので、あと2年間ですかね、ありますんで、別に、意見を挟む余地はないんですけども。

川井さんとしては、今の教育長としては、どういう思いがあって、もうずっと4年間は、やりたい、あと2年間は、やりたいという思いがあるのかをですね、ちょっと聞かせていただいたらよかろうかと思いますし、町長がかわったときに、どういう気持ちやろう、いうて問うよりは、ここで言うといてもうたほうが楽ではないかというふうに思いますので、失礼ですけど、ちょっと聞かせていただいたらありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育長（川井正一君）

それでは、お答え申し上げます。まず、榎並谷町長のもとでの仕事をしている感想ということでございました。私、県庁の先輩でございましたので、榎並谷町長のお顔とお名前、そして噂も承知はしておりましたが、実際、仕事を一緒にしたことは全くございませんでした。仕事上の話もしたことはなくて、榎並谷町長と初めてお話をさしていただいたのは、平成22年の、手帳を見まして確認しましたんですが、3月24日に、その4月からお世話になるということで、町長を訪ねさしていただいて、お話をさしていただいたのが初めてであったんではないかというふうに記憶しております。

そのときの町長の感じですが、先ほど中村議員さんも、町長のおおらかな感じであるとかいうにおっしゃっていましたが、なかなか雰囲気のある方だなあというのを感じました。

そのときに「私、教育長としてお世話になるんですが、どういったことを私に望まれてますか」というふうなこともお聞きしたんですが、お答えとしては「腰を据えて、しっかりやってほしい」と。「無理せえでもええきね」と。優しい言葉をいただいたというふうなことであったというふうに思っております。

実際、仕事をする上におきましては、先ほどおっしゃいましたように、教育委員会は独立した行政委員会でございますので、私ども、一定任されて、学校教育なり社会教育、ずーっとやってきました。そういった中で、やはり予算を伴いますものは、当然、町長の理解をいただかないと、対応できません。

そういった中で、学力問題でありますとか、それで、町独自の取

り組みをしたい。あるいは、ALTが従来1人であったのを、小学校に英語が入りましたので、それ、2名体制にしたい。あるいは、学校では、現場ではなかなか発達障害のお子さんが多くて、クラスをまとめるのが大変だから、そういった面での特別支援を欲しいとかいう、学校のさまざまな要望がございました。そういったがに対して、予算面では、町長に御理解をいただいて、私は、それなりに、各現場に対する御配慮もいただいておりますというふうに捉えておりました、総じて、私自身、仕事は、やりやすかった、というふうな感想を持っております。

それから、私の進退ということですが、正確に申しますと、私の教育長の任期は、平成28年10月11日まで、あと3年ちょっとでございます。こういう任期をいただいておりますので、私に与えられた職責を果たさなければならないと、今の時点では、そのように考えております。以上でございます。

6番（中村卓司君）

ありがとうございます。少し立ち入り過ぎたかなあという思いもありますけれども、そう言っていただけたら、ありがたいというふうに思っています。

独立の立場の教育委員会でありますので、今度の学力の向上の問題も、大変、県のほうからの司令もあったと思いますし、それから学校の現場、先生、校長先生の間でもですね、大変厳しい現場とは思いますが、教育長のいわゆる、それこそ温和な雰囲気であまりぎくしゃくすると、安定性も欠けるっていう町長のお話もありましたので、そういうふうな方向でですね、今までどおりですね、務めていただきたいというふうに、私は、思っておりますので、ぜひ、頑張ってくださいと思います。

それと、教育長の思いを、学校現場、いわゆる子供たちとか先生とか、そういったところへも、自分の思いを発言をしていただいて、教育長カラーをですね、出していただけたらいいかなという思いもありますので、私の希望として申し上げたいと思います。

以上で、この場からの質問は終わりたいと思います。大変長くなり申しわけございませんでしたが、終わりたいと思いますけれども、町長におかれましては、元気でですね、余生を暮らしていただきたいと思いますが。またですね、期間がありますので、引き継ぎのほうもですね、ぜひ、きょうの質問のとおりですね、していただきました

い。また正確には、書いたものでですね、やっていただくほうがよいかと思いますので、そのこともつけ加えておきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（永田耕朗君）

以上で、6番中村卓司君の一般質問を終わります。

ここで、食事のため、1時30分まで休憩します。

休憩 午後0時4分

再開 午後1時31分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。5番坂本貞雄君の登壇を許します。

5番（坂本貞雄君）

5番、日本共産党の坂本貞雄です。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきたいと思います。

質問に入る前に、一言所見を述べさせていただきます。

あす、9月11日は、2011年3月11日に起こった、あの東日本大震災から2年半となる節目の日でございます。2011年3月議会の休憩中に見た、あの大津波の映像は、今も忘れることはできません。あれから2年半たった今も、約15万人が避難生活を送っており、復興は思うように進んでいない、との報道もありますが、決して風化させてはならないと考えるものでございます。

折しも9月8日早朝には、2020年のオリンピックが東京で開催されるというビッグニュースが流れ、日本中が喜びに包まれました。しかし、喜んでばかりはいただけないと思います。福島第一原発は、放射能を放出しており、汚染水が海に流れ続けています。日本の英知を集めて、この汚染水をくい止めなければならないと思います。菅官房長官が、東京オリンピック開催が決まったときの会見で、2020年のオリンピックに来た世界の人たちに、復興した福島第一原発の姿を見せなければならないという決意を表明をしております。

これは、全力を挙げてこの難局に立ち向かう、との意思表示であろうかと思えます。その決意を、我々も信じたいと存ずるものでご

ざいます。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1点目でございますが、町道天神谷2号線の改良を再開をしてほしい、という質問でございます。

加茂1575番地3といたしますと、これは本村の西の端でございますが、その下元宅付近を起点とする農道改良工事に伴う町道天神谷2号線の改良工事が中断をしている、と我々はみております。中断の原因は何でしょうか。工事再開の条件は何でしょうか。としますが、その前に、この工事の現状、現在どうなっているのかにつきまして、御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。御質問の道路、これは農道でございますけど、この工事は完成してございます。

ちょっと経過を説明いたしますと、平成元年度に、新たな事業展開、事業計画策定することということで、町内各地区で説明会を行いました。そして、平成2年になりましたか、町内各自治会から要望を取りまとめて、平成2年度に、農村総合整備計画というものを策定しました。

さらに、これを踏まえて、農村総合整備モデル事業というのを計画いたしましたして、順次、地元からの要望を踏まえて、農村総合整備計画で取り上げ、モデル事業の中で位置づけております。

当初は、これは、今、議員申されました路線ではなくて、本村西の吉村商店さん前から南のほうへ行き、それから天神谷2号線を通り、本村西の西谷踏切ですか、あの前で県道に合流する集落内連絡道の位置づけで計画が策定しました。

ちょうど私も、当時この計画、事業等に、産業課でかかわっておりましたので、よく覚えておるわけですが、実際これで、平成3年に計画策定をして、用地とかいうことに、具体のほうに入っていた折に、なかなか地元のほうの調整が難しく、入り口も出口も、入り口も出口というか、もうほとんどの部分でなかなか難しい困難に生じた経過がございました。

そこで、本来でしたら、この路線については、中止もやむなしというような状況もございまして、地元とも話しましたが、何とか、南のほうに道路が不自由なところもあるので、何とかならないかということで、また要望もいただき、地元調整をした結果、今申され

ました下山と本村西の、ほぼ境界点になりますから、あそこを起点にしまして、この東のほう、途中で竹崎宅前を通り、それから現天神谷2号線をごく一部通過しておりますが、それから、なかなか東のほうへ行って、西谷踏切のほうに行く路線は、これはやはり困難があるということで、現在できております天神谷1号線というのが、南北にまた別にありますが、そこまでもっていき、この道を、当初は、集落内連絡道路から農道という位置づけに変更しまして、実施した経過がございます。

このモデル事業というのは、農林水産省の補助事業でございまして、当然、途中で放るとかいうことではございませいで、当初の集落内連絡道から、こういった農道に変更するという事で承認いただきまして、この、ほぼ1キロ近い道になっております。それで完了した経過がございます。

これを新たに再開するとかいうものではなくて、もう既に10年ぐらい前に、この道は完了しておるということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

5番（坂本貞雄君）

経過を御説明いただきまして、了解をいたしました。農道としては完了しておるということのようです。しかし、今の状況を見てみますと、この農道がちょっと広いですが、それに入ってきて、その農道の広い農道が、もう途中で切れておるもんですから、それから先へは行けずに、車がまたひっくり返すというような状況が、現在出ているわけです。それで、このいわゆる天神谷2号線というのを、拡幅をしていただきましたら、それがスムーズに通ってけると。

僕が思うには、横田線というのがございますが、そこに接続すれば、非常にスムーズにいくのではないかなあというように考えるわけでございます。加茂の人たちも「あれは何とかならんかよ」という声があるわけでございます。

そういうことで、天神谷2号線、ここの工事をやるのに、なかなか土地の交渉が難しかったという話も聞いておりますが、その後、状況が変化をいたしまして、そこの土地を持っておった方が亡くなるとか、いろいろな状況の変化がございまして、加茂の地元としましては、何とかあれを再開ができんかよという声が強うございまして、そこのあたりを確認をした上で、そういう工事が、先ほど、課長は、もう完了したということで、再開ということにはならんか

と思いますが、新たに、拡幅の工事ができるかどうか、そのあたりを、お聞かせをいただけたらと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。先ほども申しました農村総合整備モデル事業でやりましたのは農道と。これで完了しておると。今また新たに申されておりましたのは、天神谷2号線と。もともとは、これを併用して改良する集落内連絡道でありましたが、議員言われましたとおり、はっきり言いますと、用地が非常に難しかった。私も覚えておりますが、なかなか難しく、本来なら中止やむなきというような状況だったということは、先ほど申したとおりでございます。

これを新たにということになりますと、農道やなくて、これはもう町道ですので、また今、こういったモデル事業とかいうものごさいませんし、集落内連絡道路を、町道の一部分をやるとかいう事業もごさいませんので、国土交通省サイドの町道改良でやらないかんと 생각합니다。

やはり、申されましたとおり拡幅となれば、当然、隣接の用地の同意が必要になってまいります。ちょっと、確かに私も、ここはよく通るんですが、もともと構想があったように、現状でも道路幅が非常に狭いところでございます。

言われましたように、途中では、この中間あたりで横田農道というのを、今、町道ですが、できてますので、そこから広がっていると。これをしていくのには、やはり地元からの要望、特に地権者なんかの同意を得られた地元のほうで、何とか地権者の総論的な同意ですね、ぐらいまででも同意をいただいて、また協議をしていくように、ゼロからの出発をしていかにやいかんと思います。

そこでは、地元の自治会長さんを初め、関係の方々、大いに御協力、御理解の上、道路の町道の改良ということになろうかと思えますので、まだ直接、自治会長さんなんかから、この道をどうこうということは、私は全く承ってないところでございますが、地元の自治会長さんを初め、関係の方々、役場に来ていただくなりしてから、お集まりいただき、話を一緒にしていく、その段階からスタートせんといかんのじゃなかろうかと思えます。

ちょっと、余り具体的な答弁じゃないですが、ゼロからの出発ということで、そういったことを繰り返して方向性をつくりあげていかにやいかんじゃなかろうかと思うております。どうぞよろしくお

願いたします。

5 番（坂本貞雄君）

いわゆる農道の状況から見まして、あそこでやめるということにはならんのではないかというのが地元の感じですが。農道としてはもう完成しちゅうということで確認ができましたが、新たにゼロから、その町道改良ということで話が進めればですね、自治会長なりの要望があって、そういうことで協議に乗れるということで、ようございますかね。

産業建設課長（渡辺公平君）

まずは、この道が止まってしもうて、再開をというような認識で質問議員言われましたとおりのような認識を地元がされておる場合には、この道は止まったものじゃなくて、当時の事業で、最善尽くして、完了したものであるという認識をまず第一にさせていただき、それから天神谷2号線というのは、これはもう町道改良として、今まで、一度も町道改良としては手がつけられてないですので、その意味で、新たな出発ということを申しました。

ここで、やはりそういったところを地元の方々に御理解していただいた上で、以前にもありましたような、そういった困難にならないように地元の方の関係の方々、地権者の方々の御理解、御協力、御同意を得られるように、務めていかなあいかんと思います。そういう意味で、先ほど役場のほうに来ていただいてというのは、そういった誤解もあるでしょうし、これからどうしていかないかんと、以前の経過なんかについても御説明の上、考えを一にして、取り組まないかんとということで申しました。

一番大事なものは、やはり用地の関係の方の同意ということが、公共事業何事にも前提になってこようかと思います。

5 番（坂本貞雄君）

我々としては、その道路の形状から見て、どうも、その工事の中断じゃないかよというような理解もしておったわけですが。今の課長の説明で、よくわかりました。

町道の改良としてゼロから出発するということで、話がスタートできるということのように承りまして、この質問は終わらしていただきたいと思います。

第2点目としまして、加茂の診療所の再開につきまして、御質問をさせていただきたいと思います。佐川町と日高村に分村合併する

前の加茂村には、診療所があったということをお年寄りから聞かされるわけでございます。

加茂は、確かにJRは走っておりますが、自分の家からJRの駅まで行くのにも遠い。JRの駅をおりて、そこから病院へ行くまでの距離も遠いということで、高齢者の方、特に、病院へいきますということになりますと、持病持ちということになるわけですが、その身には大変こたえるという声が聞こえるわけでございます。加茂に診療所がありまして、せめて月1度でも診てもらえ、薬をもらえたらという声は加茂の高齢者の切実な願いでもございます。

以前、本議会で、加茂に診療所をつくってほしいとの質問をしたことがございますが、そのときの答弁は、今の高北病院の医師不足の医療体制のもとでは、加茂診療所の再開は難しいという答弁でございました。

では、どのような条件を整えば、尾川にもあり、黒岩にもあると同じように、加茂診療所が再開できるか、そこを、お聞かせをいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

加茂診療所の再開につきまして、お尋ねがありました。まず初めに、高北病院と附属診療所のかかわりにつきまして、今、どのような状態になっておられるのか、その状況を御説明した後で、再開に当たって、必要と思われまますいくつかの条件につきまして、お答えをいたしたいと思っております。

御案内のとおり、高北病院では、黒岩と尾川の2カ所に診療所を設置しております。この黒岩、尾川診療所とも旧村時代から、村が設置をいたしました国保診療所がありまして、それが高北病院の設立に伴い、移管をされたという経過があるわけでございます。

2つの診療所とも、従前は、専属の医師が常駐をしておったわけでございますが、だんだんと医師不足となりまして、月4回の診療へと変わり、さらに医師不足が講じまして、現在は月1回、これは午後の2時間程度でございますが、月1回の診療となっております。

毎月のこの診療日には、スタッフといたしまして、本院から医師1名、それから看護師1名、場合によっては、この2名行くときもあるようですが、通常、看護師1名、薬剤師1名、会計担当の事務職員が1名、運転手役が1名、こういったメンバーで出張して対応してるところでございます。

なお、患者さんは、月によりまして多少増減がございますけれども、1回当たり 20 名程度となっております。このほか、特別養護老人ホームの春日荘、こちらのほうにも病院から毎週 2 回、午後の半日でございますが、医師を派遣をしております。

このような状況にありまして、現在の高北病院の医師数は、法律医療法で定める標準医師数をクリアはしておりますけれども、ほとんど余裕のない状態になるわけでございます。

議員御質問のように、加茂地区へも診療所を設置するということになりますと、この法律で定める医師数を確保できない、いわゆる標欠病院となる恐れもあるわけでございます。したがって、医師が一定数充足されることが、最も大きな条件と言えらると思っております。

次に、2つ目でございますけれども、この医師の充足のほかに、保健医療行政上の判断も加わってくるかと思っております。例えば、近隣に医療機関が全くない、交通事情もよくない、住民が大変困っておるといったような状況がありまして、加茂地区に、診療所を設置する必要性が相当高いといったようなことが求められるんではないかと思っております。

また、3つ目でございますけれども、病院が診療所を設置するとなりますと、経営上の観点で、いわゆる経営の観点も無視できないと思っております。現在、医業収支は毎年度厳しい決算が続いております。このため、経営上の観点も無視できない条件の1つと考えております。

そして、この4つ目でございますが、これらの事情を総合的に検討の上、議会の御意見もいただきながら判断をしていく、こういったことになろうかと思っております。

主な条件といたしまして、想定される4点を申し上げます。以上でございます。

5 番（坂本貞雄君）

ありがとうございます。なかなか条件が厳しいようでございますが、やはり、高齢化が進むという中で、どうしても近くに診療所が欲しい、病院が欲しいという、そういう希望といたしますか、願いは、非常に大きいもんがあるということで、確かに加茂は、JRは走っておりますが、走っておるというだけで、その条件が、設置の条件みたいなものに当てはまらないとなると、これも大変なこと

ございますが、高齢者にとりましては、JRがあるがために、かえって困難さが増すというようなこともあるわけでございます。「どうしても加茂に診療所が欲しいのう」という声は、ますます今後高まっていくだろうというように思うわけです。

最近、その医師不足の問題で、県のほうから奨学金も出しまして、高知大学医学部の定員枠に県内の医学生を確保するというようなことも、この高知県の医師不足に対応するためにとっておるやに聞いておりますが、そういうその医師の卵が、もう間ものう、お医者さんとしてひとり立ちできるような格好になる時期ではないかというようにも考えますが、そういうところで、医師の充足ということについての希望的な観測ができないものかというように考えておりますが、いかがでございましょう。

病院事業副管理者兼事務局長（笹岡忠幸君）

今回のこの御質問につきましては、医師の充足が最大の課題だろうと思っております。現在、県の補助金、これは奨学金でございますけれども、奨学金を、高知大学の医学部の学生に給付して、地域枠で採用した学生が入学しております。

これが、だんだんと卒業出てくると。卒業生として出てきます。それがもう、ひーふーだろうと思っておりますが、もう30名ぐらい医学生がたまっておると、在席しておると聞いておりますので、そういった日が近づいて来るといふふうに思っています。大いに期待をしているところでございます。今度とも、県との関係も連携を密にしながらですね、医師確保に向けて頑張っていきたいと思っております。

5番（坂本貞雄君）

確かに、今言われましたように、医師の卵がたくさん生まれておるといふことで、そこに我々も希望を持ちたい、というようにも考えるわけでございますが、とにかく、今の高北病院の病院体制の中でも、医師確保ということが最大の課題であろうかと思えますし、その医師確保ができた暁には、加茂の診療所も可能性がなきにしもあらず、というように受け取らせていただきまして、なお、加茂の皆さんとは、そういうことで話も続けていきたい、というように考えております。これで、この質問は終わらせていただきたいと思っております。

第3点目といたしまして、佐川町立美術館をつくってほしいとい

う質問でございます。

文教のまち佐川に美術館がないことに、寂しさを禁じ得ません。美術館こそ、その町の文化水準の象徴であると考える者の一人であるからでございます。なお、県下には、美術館と名のつく施設が15ありますが、町村では4カ所のみでございます。県内の水準としましても、非常に寂しい限りではないかなと思うわけでございます。

ちょっと話はそれますが、大阪市長の橋下徹氏は、上方芸能の象徴であります文楽への補助金を削減をいたしまして、大阪の品格を下げたとして非難をされておるということも、ある報道で聞かしていただきました。まさに、文化は町の品格をあらわすものと考えるものでございます。

図書館が充実し、美術館でよい作品に触れることで、佐川町民、特に、子供たちの文化水準が向上し、そこから醸し出す雰囲気、文教のまちをつくっていくのではないかと、思っておるものでございます。文教のまち佐川の名は、県下に知れ渡っております。その文教のまちの名に恥じない文化施設、佐川町立美術館の建設を心から願うものでございます。

折しも、4,000名余名の署名をもちまして、新しい図書館をつくってほしいとの動きが出ております。青山文庫の移転も考えなくてはならない時期に来ておりました。合わせますと、大きな事業となることが予想されます。短期に結論が出ることはないかとも思われますが、この事業の中に、美術館建設もぜひ、組み込んでいただきたいと願うものでございます。

美術館があることが、文教のまち佐川の文化水準を高め、佐川町の品格を高め、佐川町を文字どおりの文教のまちたらしめると確信をするからでございます。町長の御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

町長（榎並谷哲夫君）

坂本議員さんの、大変格調の高い御質問でございますけども、お答えを申し上げたいと思っております。

まず、美術館でございます。確かに、県下にも町村で、いくつか、4つということではなしに2つくらいじゃないかなあというに思っておりますけども。町村では。そんな状況でございます。この、既に設置されておる町村、これはやっぱり、その時代、随分社会情勢が、どうか緩やか、まあまあ右肩上がりの時代に取り組んだ

成果じゃないかということと、それから特別なやっぱり、例えば、そこに絵描きさんが存在して、その収蔵する絵画が、大きなものが、割に手軽に手に入ったとか、そういういろいろの条件があった背景があったんじゃないかというに思っております。

ただ、佐川町においては、御案内のように青山文庫、これは博物館の資格を持っておりまして、美術館ではございませんけども、その文化の高さにおいては、そのほかにも引けをとらない施設であるというに考えております。これ、美術館と一緒に、なかなかいかんと思えますけども。そういう背景がありまして、現在、美術館がないのは事実でございます。

それで、近隣の町内含めて、例えば絵画だとか、あるいは工芸だとか、そういった愛好者もたくさんお見えでございまして、そういう作品を披露する場面においては、施設を使っていただいて、それなりに活躍しておりますけども、美術館となりますと、早急にはなかなかいかない背景は、一つは、そこにふさわしい収蔵品、これが非常に大事になってきます。

これから、それを、価値のあるものを手に入れるとなると、かなりの費用がかさむという背景もあるんじゃないかなというに、私も考えております。

そんな中で、先ほども質問にございました。町立の図書館の新設、新設というか、いわゆる改築でございますけども。その要望も出てまいりまして、この議場でも議論が随分されておりました。私としては、なかなか一気に、図書館の新しい改築というのは、厳しい状況であるというなほうで申し上げております。

その中で、御質問ありましたけども、青山文庫。これは、非常に私どもは、中身はすばらしいものがあると。博物館としての。あるいは、いろいろな収蔵品を含めても、立派なものがあるというに自負しておりますけども、これの、いわゆる改築も議論をしなければならぬ、もう既にそこへ来ておると思えます。

そういったことを踏まえまして、先ほどの美術館、これの構想、それから図書館、それから青山文庫あわせて、将来的には、大変な費用の要ることになるかと思いますけども、これは、私としては、例えば、青山文庫につきましては、基金等、そういったものを創設しながら、内外で協力していただきながら、なかなか自前だけでは、厳しい状況であるというふうに思っておりますので、そういう時期

に来ておるというに思っております。

そうしたことを踏まえますと、先ほどの御質問にありました図書館、それから青山文庫、これはもう博物館の資格がございますけども。そしてもう一つは、美術館。先ほど御提案あった美術館。そういったものを総合的に、どのような方向でいくかということも、検討の時期に来ておるというに思うております。

これは、直ちに、私はここで「美術館、それいいね。美術館作りましょう」ということには、なかなかかならんと思っておりますけども、非常に、構想としてはすばらしい、文教のまちにもふさわしい、欲しい施設であるということは、私も認めたいと思っておりますけども、そういった過去の背景もございます。それから今後のことにつきましては、費用のことも踏まえて、いい意見を集約して、すばらしいものを、ひとつつくっていただきたらというに思っております。以上でございます。

5 番（坂本貞雄君）

ありがとうございます。やはり、美術館があるということは、非常にすばらしいことだと思いますし、町長の御認識も、そのようであるということをお伺いさせていただきまして、大変、心強うございますが、教育長の御見解もお聞かせいただけますか。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。基本的には、私も、やはり文教のまちを有する佐川町であれば、美術館は、ふさわしい施設であるというふうには考えております。

ただ、佐川町全体の、社会教育施設全体の状況を見てみますと、先ほど出ておりました青山文庫、そして私どもが今現在おります総合文化センター、ああいった、まだ耐震性のない建物もございますし、図書館改築の問題もございます。

したがいまして、佐川町社会教育施設全体の施設整備を検討する際に、町民の皆様の美術館新設を望む気運の高まり、そういったものなども踏まえて検討する必要があるのではないかというふうには考えております。以上でございます。

5 番（坂本貞雄君）

ありがとうございます。やはり、町民の皆さんの意識が、やっぱり、どう高まっていくかということにもかかろうかと思っておりますし、ちょうど今、図書館と青山文庫、これの問題も検討せないかん時期

になっておりますので、それにあわせまして美術館ということにつきましても、これを俎上にのせていただきまして、検討をしていただくということ、ぜひお願いをしたいと思います。

町長は、今度、引かれるそうでございますが、引き継ぎの際には、ぜひ、よろしくをお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

美術館の問題は、これで終わらせていただきます。

次に、企画課をつくってはどうかということでございます。

私は、民間企業に身を置いた者としまして、日ごろから、本町に企画課がないことが気になっておりました。民間会社は、必ずと言っていいほど企画課を置いております。なぜかといいますと、その企業の命運を左右するからでございます。先を見通す、見誤らないために、不可欠であることを知っておるからだろうと思うわけでございます。

昨今、本町では、場当たり的ではないかとも言える施策が推し進められたように思われます。水の科学の問題、かいな小富士団地の問題、中学校の移転改築に伴う霧生関の造成工事、ナウマングラウンドの整備等、担当者任せにせず、専門部署いわゆる企画課で知恵を出し合い、じっくり検討した上で取り組んでおれば、今のように、迷走することはなかったのではないかと思われるわけでございます。

さらに、大きなビジョンとしまして、初期消火のための放水消防車を各部落の中心部まで乗り入れることのできる町道の拡幅計画の立案、図書館建設や青山文庫の移転、町立美術館をつくるかどうか、桜の佐川をどう復活させるか、など、担当者任せにせず、専門部署の企画課で、じっくり練り上げなければならない課題が山積みしておると考えるわけでございます。

町長は、企画課がない中で8年間町政を担ってまいりました。その経験からいたしまして、企画課という課について、どうお考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

なお、県内の町、何々町の町に、企画課としてはっきり、課を置いております町は、16中10町でございます。なお、本山町は、企画室として置いておまして、重要視をしておるようでございます。町長、お聞かせをいただきたいと思っております。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。組織、機構につきましては、これはまあ、そ

れは会社にかかわらず、我々、やっぱり（聞き取り不能）その中で、例えば、トヨタ、日産、三菱、大企業、そして、町を行ったら零細まで企業あるわけでございますけども、やはりその当然中身については、大企業も中小企業も、あるいは小さい企業も、その企画性というのは、これは実に大事でございます。その組織をどうするかというのは、これは、それなりの立場で考えていかなければならないんじゃないかというに、基本的に私は思っています。

ただ、佐川町の場合、かつては企画課というのがございましたようでございます。ただ、その後、いわゆる行政機構改革等によりまして、だんだんと人員も削減してまいった中で、効率的な、いわゆる機構運営をしていくには、どうしたらいいかということも、これは当然、我々、税金を扱って、それを有効に使う者としては、大きな使命であろうというに思います。

そんな中で、佐川町としては、企画課はなくなりましたが、企画財政という中で、併務ではございますけども、一応企画という名前はのせております。

ただ、そこで、専門的にそれやれるかといえ、それはなかなかいかんわけでございますけども、それを補完するということで、私どもは、毎月1回、いわゆる庁議、これは課長級の集団でございますけども、その場で、いろいろ議論をしながら、全体の行政の運営の話し合いをしていくと。そういう場面で、補完をしてきております。

言いように、ちょっと語弊があるかもわかりませんが、確かに、あるに越したことはないわけです。ただ、人的な余裕がないというのも事実でございます。この場でもたびたびと、職員に負担をかけてはしないかという議論もいただきました。確かに、その面もでございますけども、これはお互いに、その横の連絡補完をし合いながら、企画的な発想も、もう全体で醸し出していくという方向で、今まで8年間私はやらささせていただきました。

その中には、例えば、課を統合した、あるいは課を新設した、新設したというのは、御案内のような滞納整理課だったわけでございますけども、今回、ことしから議会の御理解も得まして、収納管理課と。これ2つを1つにしたという格好にはなったわけでございますけども。そういうふうな機構組織は、今の時代にそぐうしたような内容で、我々この非常に厳しい人材、いわゆる数の中で運営し

ていかなければならないというに思っておりまして、その企画のものも当然大事でございます。

そうしたことで、一つは、今回、観光というな、これは、それぞれ推移しました。総務課にあつたり、今、産業建設課の中にございますけども。その分を今度は、観光協会に、職務を全部やるわけじゃないですけども、主な仕事は、そういったところへお願いをしながら、町の職員としてのやるべきものはどこかということ、これからは慎重に考えながら、いかなければならないと。その企画課を、重要性というのは、十分認識した上での答弁でございますけども、この8年の間、そういう必要性は感じながら、なかなか新しい課を、そこで専任の、何人かを配置すると、そういう余裕がないということ、ひとつ御理解、なかったということをお理解願いたいと思います。

5 番 (坂本貞雄君)

確かに、職員の数とか、そういうことから見て、いわゆる企画課という専門部署は置けなかった、という事情はわかりますが、やはり行政改革の名のもとに、そういう最も大事な部署を町の先行きを左右するような最も重要な部署を削減をするということが、本来、その行政改革の名に値するかどうか、私は、非常に疑問に思うわけです。

何か、行政改革言うたら、皆、許してくれるように言いますが、それによって、町の行く末が左右される。そして、町民へのサービスが行き届かない、いうことになりまして、何のための行政改革や、というように感じるわけございまして、やはりそこは、町の将来的なビジョンを描くためにも、そういう企画課という専門部署は、佐川にはどうしても必要だというように感じておりますので、なお、今後とも、内部でも御検討いただけたらというように思うわけでございます。

この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、T P Pにつきまして質問をさせていただきます。

T P Pに断固反対を貫けるか、ということでございます。2010年、民主党政権下で、T P Pに参加することが検討され始めたころ、農水省は、T P P参加による影響の試算を発表をいたしました。

そのときのことでございますが、食料自給率が39%から13%。農産物の生産減少額が4兆1,000億円。農業の多面的機能の総出額

が3兆7,000億円。国内総生産の減少額が、8兆4,400億円。就業機会の減少数が350万というように試算をされております。

特に、農林水産業への影響が多いことがわかりました。このため、TPP交渉参加表明後、農協を中心とした反対運動が大きく盛り上がりました。さらに、農林水産分野だけでなく、医療への影響、食の安全問題、薬科の問題、国民皆保険への影響。公共事業への影響など、広範な国民生活全般で、国の形を変えるほどの影響の大きさが判明する中で、反対運動は全国的なものとなり、このTPPへの交渉参加を押しとどめてまいりました。

しかし、安倍政権は、アメリカと財界の言うままに、TPP交渉参加に突き進み、この7月23から25日に開かれました、マレーシアでの交渉会合の最終版に正式に参加をいたしました。

アメリカとの2国間交渉ともあわせまして、アメリカの主導のもと、年内妥結かとも言われております。しかも、交渉参加の冒頭で、守秘義務契約というものに署名をいたしまして、これを盾に交渉の経過、内容を一切明らかにしておりません。

これでは、日本が守るべきは守るとした米などの農産品主要5品目の関税撤廃は、許さないなどの日本の主張が貫けるか、全くわかりません。アメリカやオーストラリアは、TPPがもともと関税撤廃を前提としていることを盾に、完全関税撤廃を迫っております。これでは、TPPへの参加は日本を丸ごとアメリカに売り渡すことになりはしないか、との声上がるのも当然と言えます。

しかし、いくら守秘義務を盾に国民に隠れて協定書を結んでも、協定書は国会の承認を得なければ、成立をいたしません。昨年12月の総選挙で、TPP参加に反対した自民党議員は、当選者295人のうち205人、約7割を占めております。

重要農産物、米、牛肉、豚肉、乳製品等の関税撤廃は、絶対許さない、という姿勢をこの選挙でも明らかにしております。協定が、これに反する場合、その成立はあり得ないと考えます。TPP断固反対で一致しています全国町村会は、ここに着目しまして、TPP反対を掲げて当選した前国会議員に働きかけるべきではないでしょうか。

そうすれば、国益に反するTPP協定は、成立する見通しはないと考えます。今日までずっと、TPPには断固反対を貫いてきました町長は、どのようにお考えでしょうか。お聞かせをいただきたい

と思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。今、るるT P Pのことにつきまして、御意見を賜りました。これは、私ども、ここで何度となく議論をさせていただき、その考え方については、何ら変わるところはないわけでございます。

ただ、御存じのとおり、今、いろいろの形で交渉が進んでおるようでございますけども、その中身たるや、全くわからない状況でございます。これはもう知るよしが無いということでございます。

そんな中で、なぜ、町村会が反対した、その背景というのは、まさに今、坂本議員がおっしゃられた、いわゆる地域が崩れてくると、これは、過去の農山村の、特に、山の生活が乱れてきた背景というのは、まさに木材の関税撤廃、そこからきてると。これはもう我々田舎に住む者には、皆それを承知しておるわけでございますから、そういったことを、やっぱり懸念をして、やっぱり中山間地域がこのままでは壊れると、その危機感から、町村長会は断固反対ということを買いて、当然私たちもその大会に行きましたら、そういうスローガンのもとに進んできたわけでございます。

ただ、一佐川町長として、どこそこに働きかけるというようなことは、なかなかこれは難しい問題でございますから、そういう組織を通じての反対運動はしてきたつもりでございます。そういった意味で申し上げますと、中身がわからない、なおさらのこと、やっぱりきちっと、先ほどおっしゃれたように、もう交渉に入っておるわけでございますから、多分、どういうに進むかは別にしまして、きちっと内容を明らかにして、そして我々が、今まで捉えてきた地方、いわゆる中山間地域をどうするのか、ということをきちっとやっぱり国としては明らかにする必要があると。そういうに私は考えておりまして、そういった方向を、ぜひ今後も、政権も含めて、私は願っていきいたいなあというように思っております。

先ほど申し上げましたように、決して私の今の立場で、T P P交渉に入ったから、もうやむを得んということじゃなくて、やはりT P Pの締結については、問題があるという認識で、今も頑張っております。以上でございます。

5番（坂本貞雄君）

わかりました。T P Pにつきましては、非常に問題があるという

ことの御認識ということ伺いまして、心強うございますが。とにかくこのT P P交渉というのは、いわゆる守秘義務というのを盾にしまして、この交渉の経過につきましては、全然発表しない。妥結するまで発表しない。しかも、その交渉経過については、4年間というものを発表しないとも言われておりまして、そんなものをいきなり国民に押しつけると。こうこうこういうことになりましたと言うて押しつけても、それはなかなか国民としては受け入れがたいというように思うわけですが。

そこで、私がポイントとして思いますのは、やはり、中山間地を崩壊させてはならんという全国町村会の一貫した態度がございしますので、やはりその選挙で、T P P反対の公約を掲げた国会議員に対しては、やはり働きかけるべきだと。このT P Pの協定書が正式に成立するのは、国会で承認を受けないかん。そうなりますとT P P反対、こんな条件じゃなかったら受けられませんよ、と言うて選挙に当選した人は、その条件が盛り込まれてない協定書には、当然反対せないかんわけで、そういうところを、やはり全国町村会としましても、強く働きかけをしていくということが、今後最も大事じゃないかなと考えるわけでございますが、町長が一人言うても、それはなかなか大変だと思いますが、町村会の、そういう場で、そういう働きかけをするということではできないんじゃないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。当然、私たちも、全国の950余りの町村会の一員でございます。そういった意味で、当然高知県には、高知県の町村会というのがございまして、今、23の構成でございますけども。そういった議論の中では、先ほど申し上げましたような形で、国なり、あるいは国会議員なり、そういった働きかけは、今までもしてきてございます。

いろいろの場面で、このT P P問題は、それぞれの各町村長が発言してございますから、そのことは、現在も継続して生きておるというに私は、信じております。

ただ、私、10月27日までの任期でございますから、次の大会、全国の大会は、もう私出席をできませんので、あんまり無責任なことは申し上げられませんけども、多分、ことしの12月の町村会でも、またこのT P Pの問題については、町村会としては多分反対という

スローガンが出ると、私は、そう信じております。

5 番（坂本貞雄君）

任期が、残り少ないという町長ですので、なかなか次の町村会には出席できないということはわかりますが、ぜひ、新しい町長に引き継ぐ際には、こういう議論もあったということ、ぜひ、引き継ぎをしていただいて、T P Pには断固たる反対の姿勢を貫いていただきたい、ということをお願いをしまして、この質問を終わらせていただきます。

最後の質問ですが。昔の桜の佐川を取り戻せ、ということで質問をさせていただきます。

僕は、1938年、昭和13年8月21日に、越知町野老山で農家の次男として生を受けました。ゆえありまして、昭和29年県立高知工業高等学校電気科に入学し、昭和32年3月、同校を卒業して同年4月に四国電力に入社をいたしました。この3年間は、僕と佐川を結びつける決定的な3年間となりました。

高校2年3学期より、通学できるバスの運行が始まったため、野老山から高知の学校へ、朝5時起き、バス、列車、電車を乗り継いで、片道2時間半の通学を始めました。

佐川の桜との出会いは、この通学を始めた年の4月でございました。赤土峠の国道沿いの桜、松崎の道沿い、そして佐川駅、東町の踏切からまっすぐに伸びる上郷の桜、霧生関の峠越えの桜、奥の土居の桜と、どれもこれも見事なもので、ただ、ただ魅了をされました。

この佐川に住みたいなあ。17歳の心が動きました。中学校の修学旅行で行った古都奈良、京都の落ち着いた雰囲気、この佐川の町にも感ぜられたこととも重なっておりました。この佐川に住みたいという気持ちを決定的にしたものは、昭和32年4月に四国電力に入社し、初めての勤務地が佐川となったことでございます。

入社就業教育を高知で受け、4月12日に佐川に着任いたしました。が、何とその日が僕たちの新入社員の歓迎の花見であったのでございます。満開の桜の奥の土居で、手荒い歓迎に合い、司牡丹をしこたま飲まされました。緊張のあまり、酒をいくらつがれても、酔うことはありませんでした。「今度来たのは飲めるぞ」とそれ以来、酒飲みの称号をいただいて現在に至っております。

この佐川の桜も、今は見る影もありません。上郷の桜は、国道改

修で全てなくなりました。バスが桜の枝をこすりながら通っていた松崎の桜もありません。奥の土居は、見てのとおりでございます。いまや、佐川の桜をほうふつさせるところは、役場、高北病院前の春日川右岸の桜のみとなっております。

佐川への永住を決意させ、それを実現させているほどに 17 歳の少年の心を揺さぶった、昔日の桜の佐川を取り戻してほしい。75 歳の老境の身の切なる願いでございます。昔の桜の佐川を取り戻すために、何をなすべきか、町のトップのお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

また、そのことを、後任の町長に、どう引き継いでいただけるかもお聞かせをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えします。何か、自分も若干、坂本議員さんとは 1 つ年上でございますから、同じ世代を生きた者としては、今のお話、大変身につまされる思いがいたします。

と申しますのも、私も、ここで育ちまして、奥の土居、そして千本桜、上郷でございます。そして松崎の片町でございましたけども、川野辺に桜がずーっと、これはもう鮮明に残っておりますけども、ただ、私は、坂本さんと若干違うのは、桜の美しさというのは、あんまり記憶に残ってない。桜が咲いちゅうのは、そこで、奥の土居では花見、にぎやかな酒飲み場と。これは非常に鮮明に残っておりますけども、さて、桜をめでたかどうかというのは、ちょっと私も反省するところでございますけども。

いずれにいたしましても、佐川の桜、これはもう、過去に主流を占めたのは、ソメイヨシノだというように思います。これは、一つは、定かじゃございませんけども、牧野富太郎が、非常にソメイヨシノが好きだったというような話で、大変、桜をめでた大先輩がおられた、それが、佐川にその桜が早く根づいたというふうに、私は、個人的には理解をいたしております。

当時は、今でこそ県下各地に桜の名所たくさんございますけども、当時、いわゆる明治、大正、昭和の初期にかけては、唯一、奥の土居が、やっぱり高知県の、ほんとの桜の名所というに、そんな記憶もいたしておりますけども。その後、私どもも、子供のころから、奥の土居行ったら、随分遊んだ記憶がございます。

そんな中で、この 10 年の間、ソメイヨシノというのは、どうも

寿命が非常に短いというようなことも聞いております。山桜は何百年も生きるんですけども、やっぱりソメイヨシノというのは、大体60年から70年と、そういうに聞かされておりますけども、ただ、専門家に言わせますと、きちっと管理をしていけば、「結構長持ちするんですよ」ということも言われましたけども。そういった意味で、せっかくの佐川の桜が、我々も含めて、やっぱり時代の流れとはいえ、あんまり大事にしてこなかった、そのことが現在につながっている。

ただ、昭和50年の大災害の後、心ある人が、河川改修の川の、春日川も含めて、九反田の立野川の周辺にも随分植えてございますけども、これは今、大変、壮年期で、非常にきれいな桜が咲いております。だから、桜の数でいきましたら、当時と今と、そんなに数は変わらないんじゃないかとは思いますが、坂本議員のおっしゃられる昔日の思いというのは、過去の上郷の千本桜、あるいは奥の土居の、あの非常に壮大な風景、それが記憶にあってと思えますけども、現在、町内で、桜の数でいきましたら、結構あると思えますけども、今言ったような内容でございます。

そういったことで、私どもとしては、いろいろな知恵を絞って、また町民の方にも大変な御協力もいただきまして、まず、牧野公園。ここには、あるいは5年10年かかると思いますが、昔日の雄大な景色が見られるように、今、一生懸命、ボランティアの皆さんも含めて手入れをしておりますし、もうかなりの本数を植えかえをさせていただいております。

ぜひ、昔日の姿が間もなく来ると思いますので、どうか、ひとつ期待をして送っていただきたいし、そして、引き継ぎの話が出ましたけども、当然、これは、私どもとしても、先に、5年、10年、20年、30年、つないでいかないきませんので、ぜひ、こういう気持ちをつないでいくように、後任の方にもお願いを申し上げたいというに思っております。

最後になりましたけども、私も今期で引退ということでございます。漏れ承りますと、坂本議員さんも御勇退というなお話を、これは、私、聞いただけで確定じゃございませんけども、もし、そういうことになりましたら、同じ、この場での卒業生ということで、今後とも仲よく、どうぞよろしく願い申し上げまして、…としていきます。ありがとうございました。

5 番（坂本貞雄君）

ほんとに、1つ違いの同じ年代ということで、昔の佐川の桜が見事だったということは、記憶にあらうかと思います。ほんとに、僕が越知じゃなしに、出身地の越知じゃなしに佐川へ住もうと思ったのは、桜がきれいなということと、やはり文教のまちとしての落ち着いた雰囲気、そういうもんが僕とぴったり合うたなということで、高校の2年生のときに「あぁ、ここに住みたいなあ」と思う気持ちが、今は実りまして佐川に住まわせてもらっておりますが、そういうように、ものすごやっぱり若者を引きつけるといいますか、人々を引きつける魅力というのが、桜にあるんじゃないかということも、ぜひ頭に置いていただきまして、あの時分の、ほんとにすばらしい佐川の桜を取り戻したいなあという気持ちが非常に強うございます。

僕も、議員は引退をさせていただきますが、その気持ちだけはずっと持ち続けながら、佐川町を、ほんとに桜の名所に復活するために、自分のできることはしたいなど、いうように考えておりますが、町長もぜひ、そのお気持ちをお忘れにならないように、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上で、桜の話は終わりたいと思っております。

最後になりましたが、榎並谷町長とは、平成17年に、同じように、この町政に携わることになりました。町長と議員ということで、その役割の重さは、ずいぶんと違いますが、同じように8年間町政に携わって来らせていただきました。

榎並谷町政に対しまして、私は、いいことはいい、悪いことは悪いとして、是は是、非は非として、ずっと接してきたわけでございます。そして、質問なども、国政のことをいろいろとぶつつけたりしまして、大変御迷惑をおかけをいたしました。私は、国政は、即町政だというのが、僕の持論でございまして、国のやることは町民に必ずはね返ってくるんだということで、そういうことを取り上げさせてもらいましたということで、どうか御容赦をいただきたいと思っております。

榎並谷町長におかれましては、8年間、ほんとに重責を担われまして、御苦勞でございました。今後の御健勝をお祈りをいたしまして、僕も最後になりますが、この質問を終わらせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、5番坂本貞雄君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

日程第2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員長の報告を願います。

総務文教常任委員長（徳弘初男君）

（以下、「請願審査報告書」及び「別紙」朗読）

（以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）

以上、報告をさせていただきます。

議長（永田耕朗君）

受理番号7について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号7、佐川町に初めての図書館建設を求める請願書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

受理番号1について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号1、「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書採択の陳情書は、委員長の報告のとおり決定することにしました。

受理番号4について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号4、来年4月からの消費税率引き上げを中止することを求める意見書採択の願いは、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

本日の会議は、これをもちまして終わります。

本日は、これをもって散会します。

次の開会を、13日の午前9時とします。

散会 午後2時53分